

都市計画公聴会記録

「持続可能な都市の構築」及び「新景観政策の更なる進化」に向けた
都市計画の見直し

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

用途地域の変更

高度地区の変更

防火地域及び準防火地域の変更

景観地区の変更

特別用途地区の変更

開催日：令和元年7月8日 月曜日

開催場所：京都市景観・まちづくりセンター ワークショップルーム

都市計画局都市企画部都市計画課

1 公聴会の日時及び場所

令和元年7月8日 月曜日 18:30～19:45
京都市景観・まちづくりセンター ワークショッブルーム
(下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1「ひと・まち交流館 京都」地下1階)

2 都市計画の原案の概要

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
用途地域の変更，高度地区の変更，防火地域及び準防火地域の変更，景観地区の変更，
特別用途地区の変更
別紙1のとおり

3 出席した公述人の住所及び氏名

住所	氏名
下京区[redacted]	[redacted]
中京区[redacted]	[redacted]
西京区[redacted]	[redacted]
左京区[redacted]	[redacted]
右京区[redacted]	[redacted]

4 公述の要旨

別紙2「公述の要旨」のとおり

5 趣旨ごとの意見の分類及び同趣旨の意見の人数

別紙3「趣旨ごとの意見の分類及び同趣旨の意見の人数」のとおり

6 その他公聴会の経過に関する事項

公聴会開催についての広報発表 令和元年6月 4日

公聴会開催についての公告 令和元年6月17日

都市計画原案の概要の閲覧 令和元年6月17日から同年7月 1日まで

公述人の募集 令和元年6月17日から同年7月 1日まで

〈参考資料〉

資料1「都市計画公聴会議事録」

資料2「公述申出書」

京都市都市計画手続における公聴会・説明会開催要領第14第2項の規定に基づき署名する。

議長 京都市都市計画局都市企画部都市計画課

土地利用計画担当課長

中井 健一 

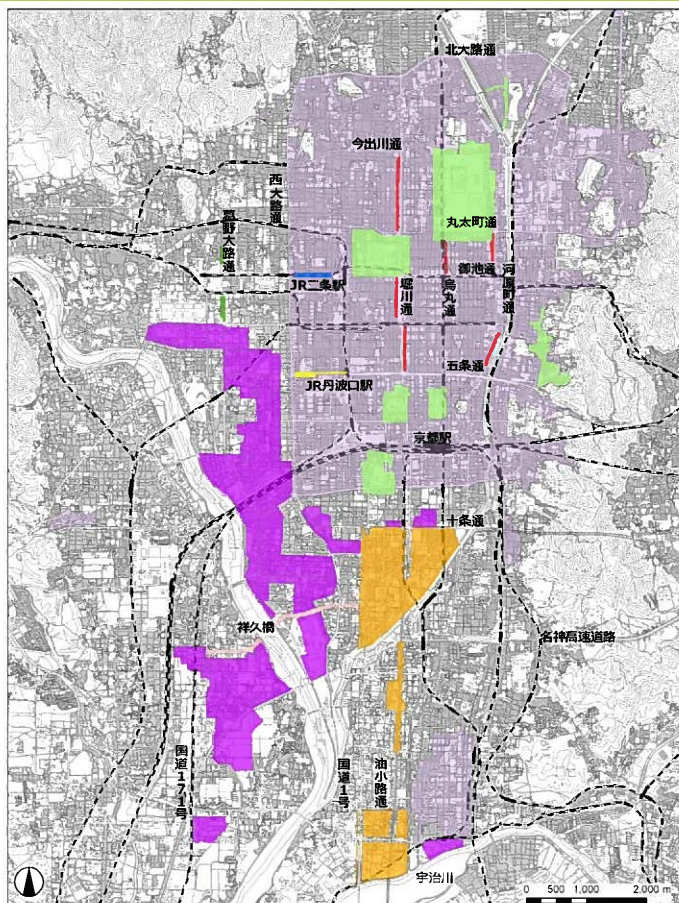
「持続可能な都市の構築」及び 「新景観政策の更なる進化」に向けた 都市計画の見直しに関する公聴会

京都市 都市計画局 都市企画部 都市計画課
都市景観部 景観政策課

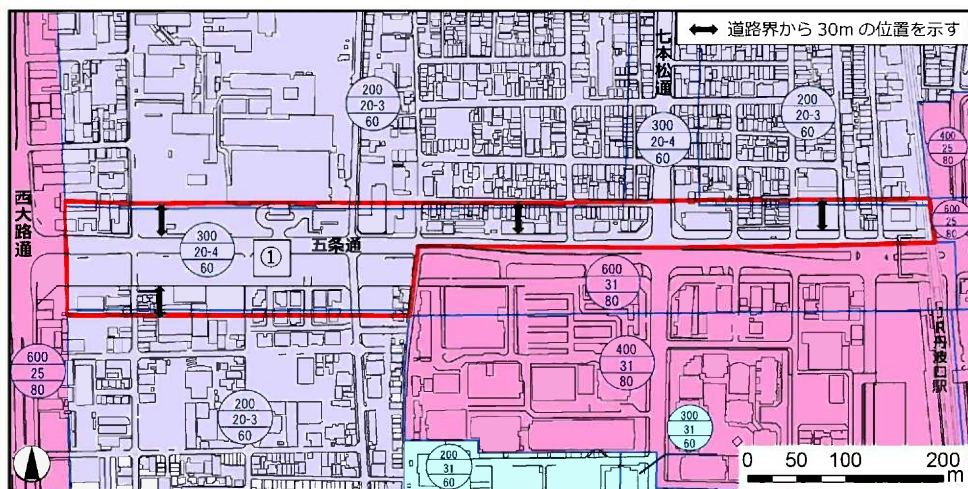
令和元年7月8日

〈都市計画の見直し（案）箇所図〉

- 1 五条通沿道
- 2 御池通沿道
- 3 葛野大路通沿道
- 4 国道171号～祥久橋～国道1号
- 5 らくなん進都
- 6 工業地域等（四条通以南）
- 7 歴史遺産型美観地区（一般地区）
（12m及び15m高度地区に限る。）
- 8 通り景観
- 9 景観地区



1 五条通沿道（ＪＲ丹波口駅～西大路通）



①	用途地域	容積率	建蔽率	高度地区	その他
現行	準工業地域	200%	60%	20m 第3種 20m 第4種	準防火地域
変更後	商業地域	600%	80%	31m(※1)	防火地域(※2)

(※1)

高度地区については、次の要件を全て満たす建築物は31m、その他の建築物は20mを建築物の高さの最高限度とします。

(ア) 敷地面積1,000㎡以上
(イ) 道路境界から2m、隣地境界から1mの壁面後退

(ウ) a、bのいずれかの建築物

a 事務所又は研究施設

b aの機能性を高める利便施設（店舗、飲食店、保育所等）を併設した建築物（aの用途に供する部分の床面積の合計が2分の1以上のものに限る。）

また、景観地区を見直し、高さ20mを超える建築物の敷地については、五条通に面して植栽等を行うことで、歩行者空間と調和した景観形成を誘導します。

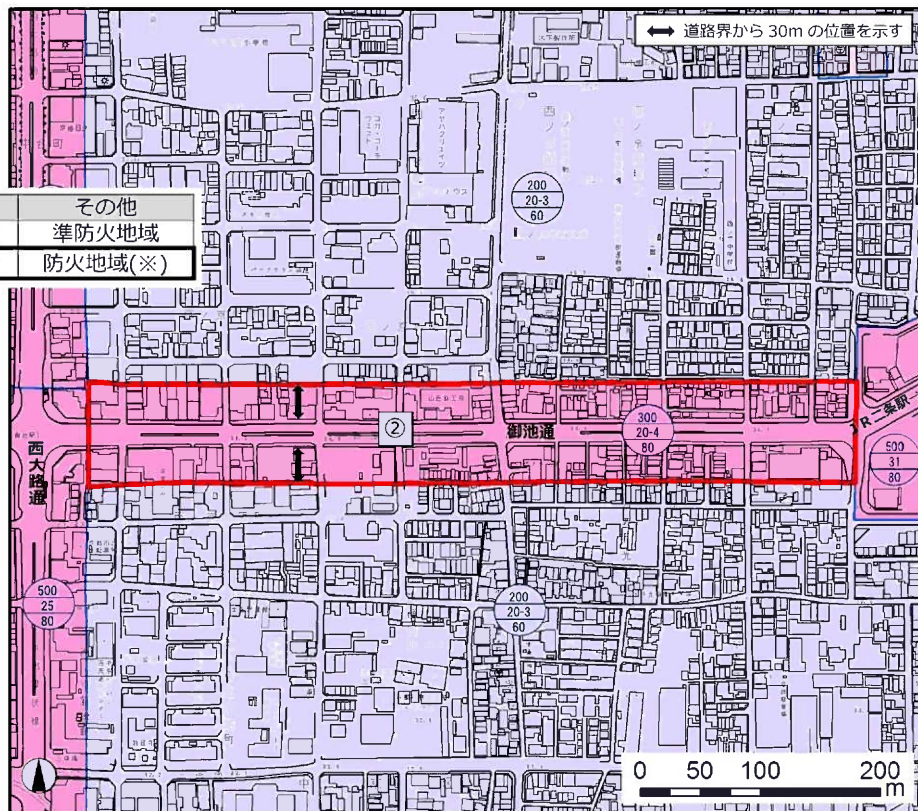
(※2)

沿道11mの範囲を防火地域に指定します。

2 御池通沿道（ＪＲ二条駅～西大路通）

②	用途地域	容積率	その他
現行	商業地域	300%	準防火地域
変更後	商業地域	500%	防火地域(※)

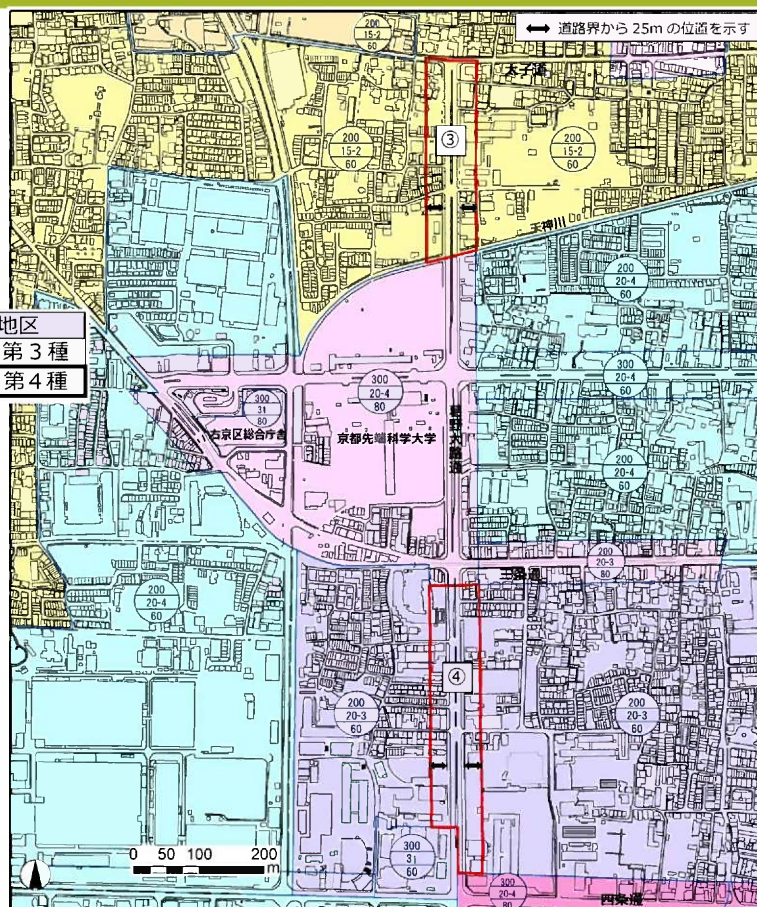
(※) 沿道11mの範囲を防火地域に指定します。



3 葛野大路通沿道 (太子道～天神川, 三条通～四条通)

③	用途地域	容積率
現 行	第一種住居地域	200%
変更後	第二種住居地域	300%

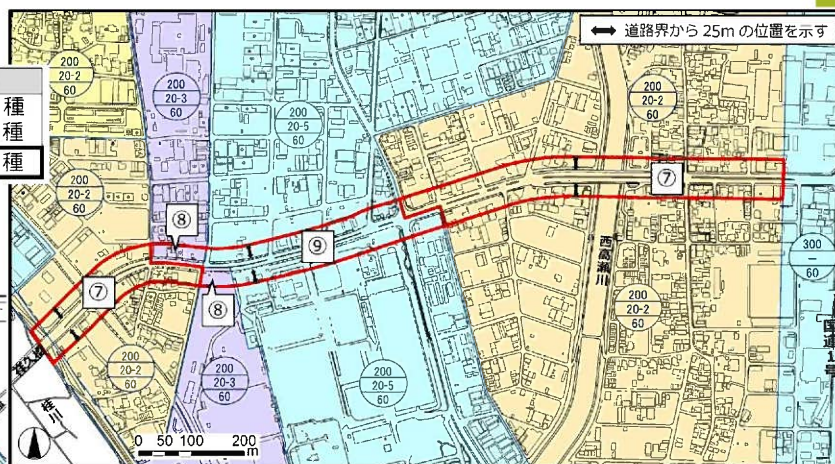
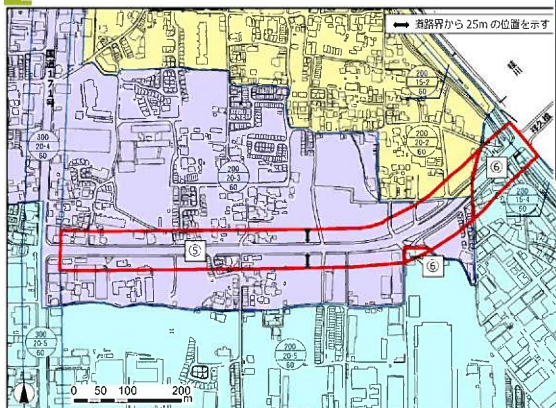
④	用途地域	容積率	高度地区
現 行	準工業地域	200%	20m 第3種
変更後	準工業地域	300%	20m 第4種



4 国道171号～祥久橋～国道1号間の道路の沿道

⑤	用途地域	容積率	高度地区
現 行	準工業地域 第一種住居地域	200%	20m 第3種 20m 第2種
変更後	準工業地域	300%	20m 第4種

⑥	用途地域	容積率
現 行	工業地域	200%
変更後	工業地域	300%



⑦	用途地域	容積率
現 行	第二種住居地域	200%
変更後	準住居地域	300%

⑧	用途地域	容積率	高度地区
現 行	準工業地域	200%	20m 第3種
変更後	準工業地域	300%	20m 第4種

⑨	用途地域	容積率
現 行	工業地域	200%
変更後	工業地域	300%

5 らくなん進都

(1) 鴨川以北の工業地域等

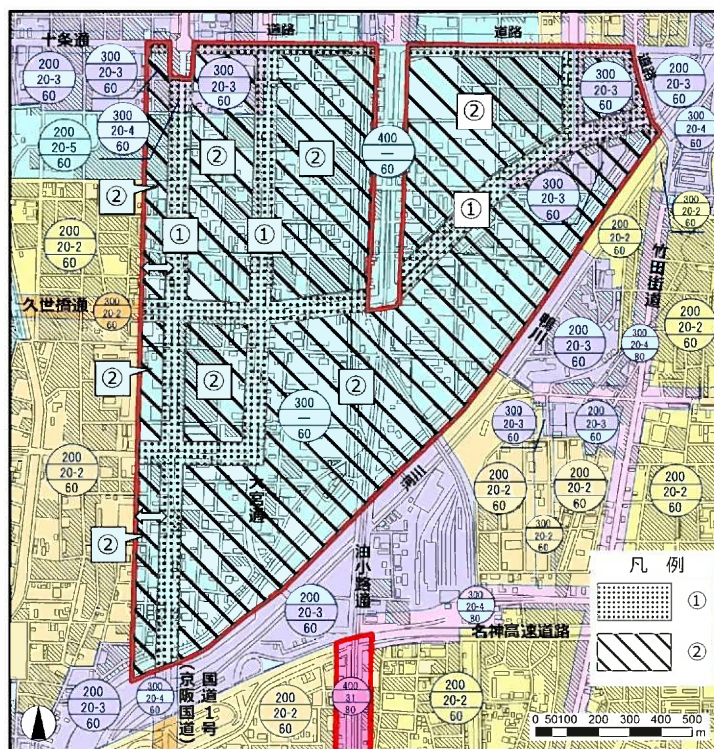
① 鴨川以北の工業地域等の幹線沿道

	用途地域	容積率	特別用途地区
現 行	工業地域 準工業地域	300%	—
変更後	工業地域 準工業地域	400%	誘導用途(※)400% そ の 他 300%

② 鴨川以北の工業地域等のうち、幹線沿道を除く区域

	用途地域	容積率	特別用途地区
現 行	工業地域 準工業地域	300%	誘導用途(※)300% そ の 他 200%
変更後	工業地域 準工業地域	400%	誘導用途(※)400% そ の 他 200%

(※) 誘導用途：工場，事務所，研究施設



↔ 道路界から100mの位置を示す

6

5 らくなん進都

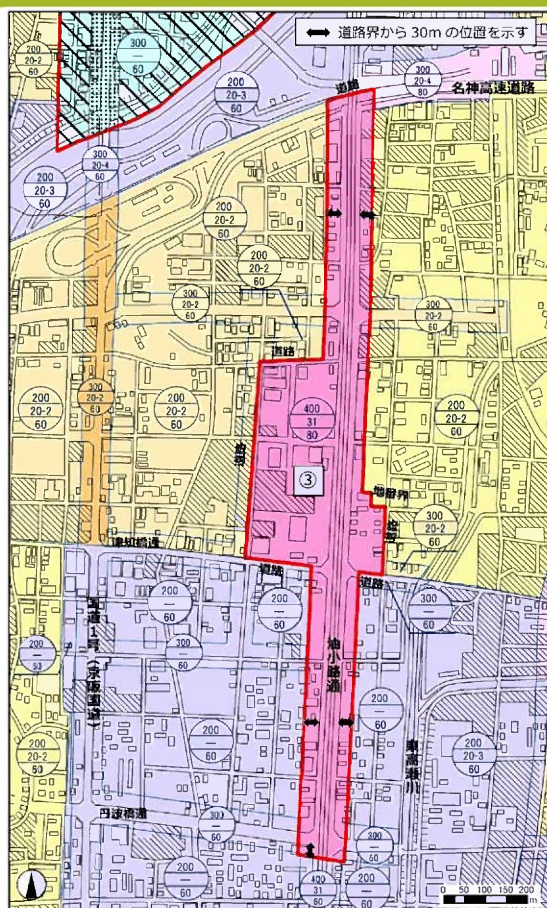
(2) 鴨川以南の商業地域

③ 鴨川以南の商業地域(※1)

	用途地域	容積率	特別用途地区
現 行	商業地域	400%	—
変更後	商業地域	600%	誘導用途(※2)600% そ の 他 400%

(※1) 上記変更のほか、油小路通沿道11mの範囲を防火地域に指定します。

(※2) 誘導用途：事務所，研究施設（敷地面積が1,000㎡以上の建築物に限る。）



→ 道路界から30mの位置を示す

7

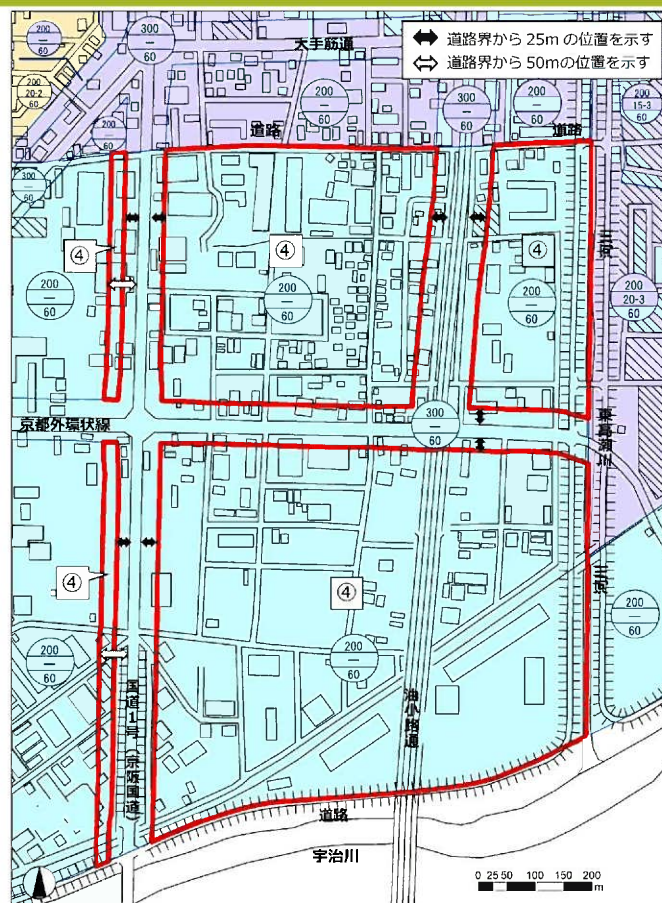
5 らくなん進都

(3) 鴨川以南の工業地域

④ 鴨川以南の工業地域のうち、幹線沿道を除く区域

	用途地域	容積率	特別用途地区
現 行	工業地域	200%	—
変更後	工業地域	300%	誘導用途(※)300% その他 200%

(※) 誘導用途 : 工場, 事務所, 研究施設



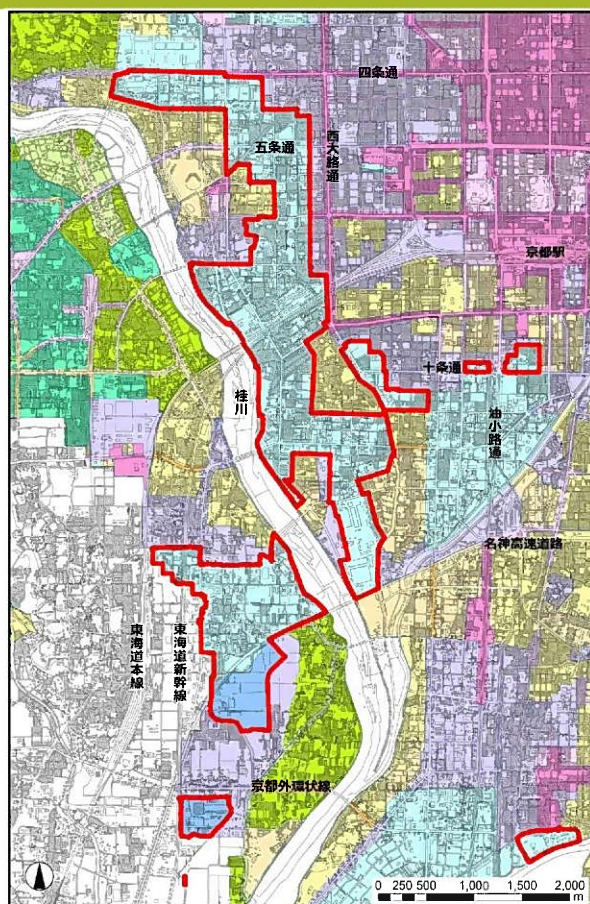
8

6 四条通以南の工業地域等

(20m第5種高度地区の区域に限る。)

31mの高さまで建築できる建築物について、現行の工場、事務所又は研究施設（以下「工場等」という。）にのみ供する建築物に、工場等の機能性を高める利便施設（店舗、飲食店、保育所等）を併設した建築物（工場等の用途に供する部分の床面積の合計が2分の1以上のものに限る。）を加えます。

- 現行の20m第5種高度地区
建築物の高さは、20mを最高限度としますが、工場、事務所又は研究施設の用途にのみ供する建築物の高さは、31mを最高限度としています。



9

7 歴史遺産型美観地区（一般地区）における適切な勾配屋根の誘導

建築物の規模等に応じた適切な勾配屋根による良好な景観へと誘導するため、12m及び15m高度地区の歴史遺産型美観地区（一般地区）では、屋根形状も含めてデザインが優れていると認められる建築物については、3mを限度に勾配屋根の一部が高さ規制を超えることを認める制度を創設します。

〈現状〉

建築物の高さを抑えるため、勾配屋根を極端に細分化



〈見直し案〉

建築物の規模等に応じた適切な勾配屋根を誘導



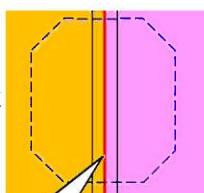
10

8 両側町の「通り景観」に配慮した景観地区の見直し

両側町の通りを中心にデザイン基準が異なる地域において、両側町の「通り景観」に配慮し、通りの両側に同一の景観基準が適用されるよう、景観地区の指定を見直します。

〈現行〉

沿道型
美観地区

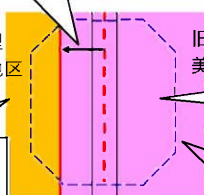


旧市街地型
美観地区

道路を挟んで同じ町内なのに、デザイン基準が異なる地域では、通り景観に配慮した地区指定へと見直します。

〈見直し案〉

沿道型
美観地区



旧市街地型
美観地区

一つの町内



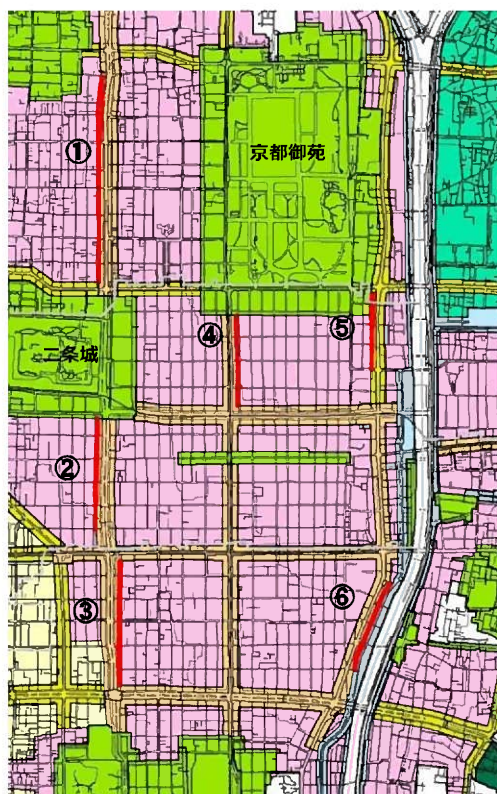
沿道型美観地区の整備イメージ



旧市街地型美観地区の整備イメージ

11

8 両側町の「通り景観」に配慮した景観地区の見直し



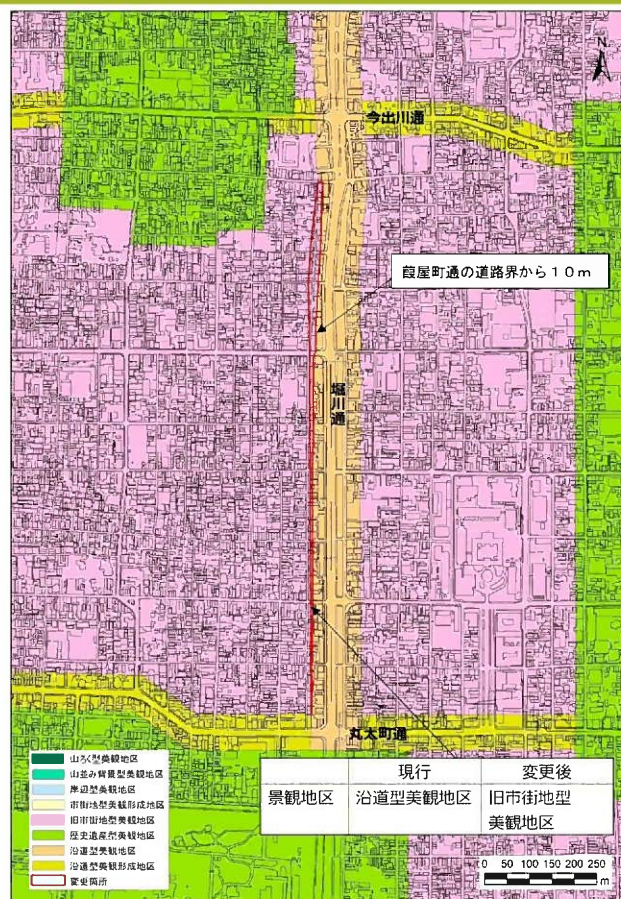
見直し箇所	見直し（案）
① 葎屋町通の東側 （元誓願寺通～丸太町通）	「沿道型美観地区」から「旧市街地型美観地区」に見直します。
② 岩上通の東側 （御池通～四条通）	
③ 醒ヶ井通の西側 （四条通～五条通）	
④ 車屋町通の西側 （竹屋町通～御池通）	
⑤ 新堀木町通の東側 （丸太町通～二条通）	「沿道型美観形成地区」から「旧市街地型美観地区」に見直します。
⑥ 西木屋町通の西側 （綾小路橋付近～万寿寺通）	「沿道型美観地区」から「岸边型美観地区（歴史的町並み地区）」に見直します。

12

8 両側町の「通り景観」に配慮した景観地区の見直し

① 葎屋町通の東側（元誓願寺通～丸太町通）

葎屋町通の道路界から10mまでの範囲を「沿道型美観地区」から「旧市街地型美観地区」に見直します。



13

8 両側町の「通り景観」に配慮した 景観地区の見直し

② 岩上通の東側（御池通～四条通）

岩上通の道路界から10mまでの範囲を「沿道型美観地区」から「旧市街地型美観地区」に見直します。



沿道型美観地区の整備イメージ



旧市街地型美観地区の整備イメージ



14

8 両側町の「通り景観」に配慮した 景観地区の見直し

③ 醒ヶ井通の西側（四条通～五条通）

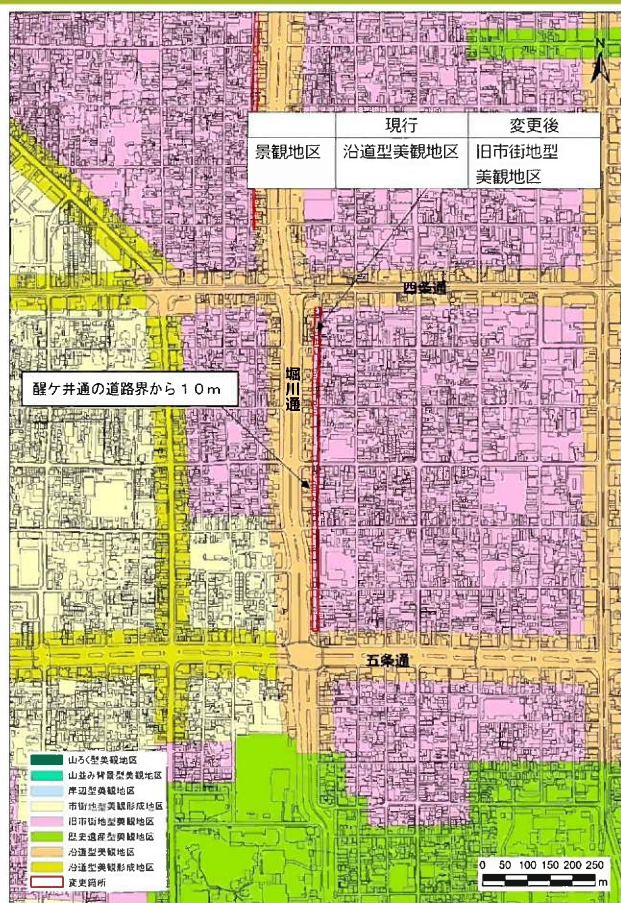
醒ヶ井通の道路界から10mまでの範囲を「沿道型美観地区」から「旧市街地型美観地区」に見直します。



沿道型美観地区の整備イメージ



旧市街地型美観地区の整備イメージ



15

8 両側町の「通り景観」に配慮した 景観地区の見直し

④ 車屋町通の西側（竹屋町通～御池通）

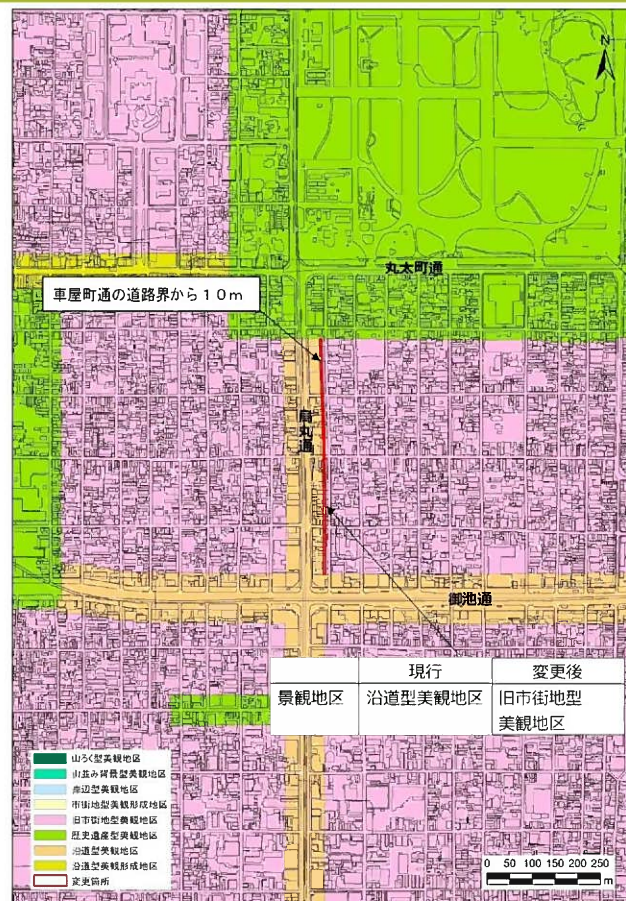
車屋町通の道路界から10mまでの範囲を「沿道型美観地区」から「旧市街地型美観地区」に見直します。



沿道型美観地区の整備イメージ



旧市街地型美観地区の整備イメージ



16

8 両側町の「通り景観」に配慮した 景観地区の見直し

⑤ 新榎木町通の東側（丸太町通～二条通）

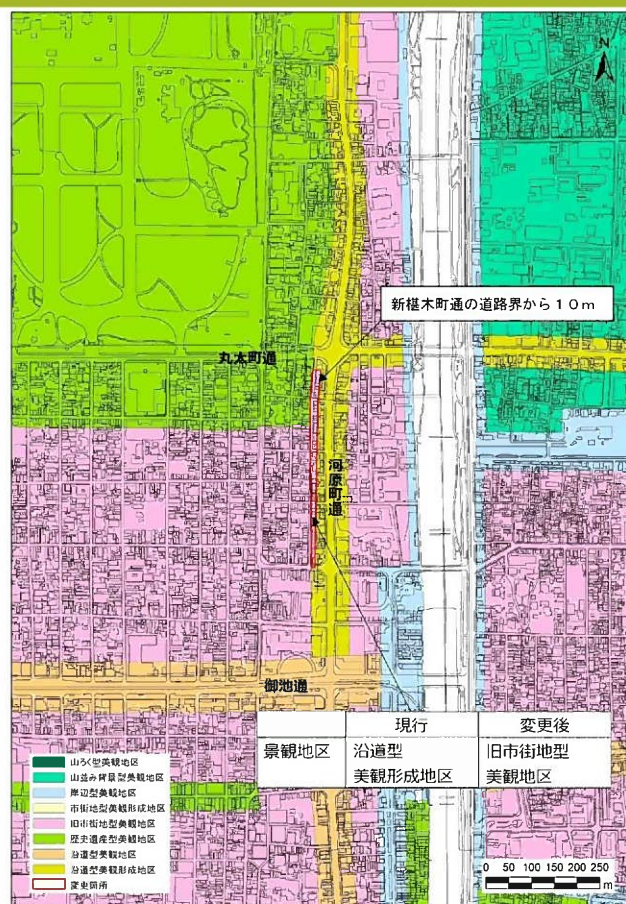
新榎木町通の道路界から10mまでの範囲を「沿道型美観形成地区」から「旧市街地型美観地区」に見直します。



沿道型美観形成地区の整備イメージ



旧市街地型美観地区の整備イメージ



17

8 両側町の「通り景観」に配慮した 景観地区の見直し

⑥ 西木屋町通の西側 (綾小路橋付近～万寿寺通)

西木屋町通の道路界から10mまでの範囲を「沿道型美観地区」から「岸边型美観地区（歴史的町並み地区）」に見直します。



沿道型美観地区の整備イメージ



岸边型美観地区（歴史的町並み地区）の整備イメージ



18

9(1) 幹線道路沿道の地域特性を踏まえたデザイン基準の見直し

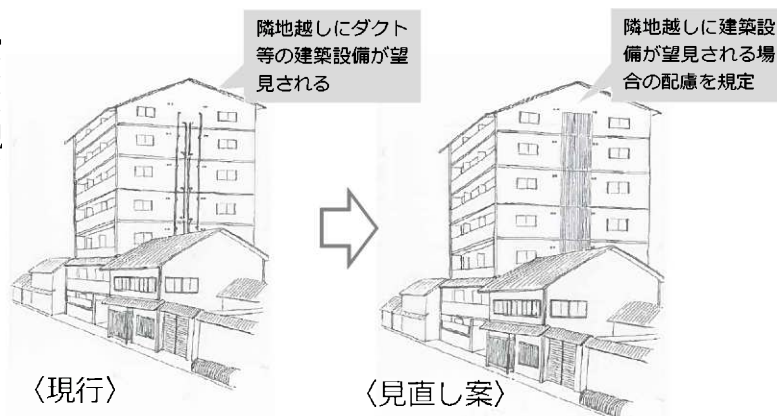
美観地区内での幹線道路（京都御苑の周辺の烏丸通、今出川通、丸太町通、二条城周辺の堀川通、鴨川沿いの川端通等）の沿道（※）では、歴史的資産や岸辺の景観に配慮し、かつ、幹線道路にふさわしい良好な沿道景観の形成が図れるよう、建築物の軒庇や外壁等に関する基準を見直します。

※対象となる幹線道路沿道

歴史遺産型美観地区 (一般地区)	河原町通、烏丸通、堀川通、今出川通、丸太町通、押小路通（堀川通以西に限る。）、御池通（堀川通以东に限る。）又は九条通
岸边型美観地区 (一般地区)	川端通

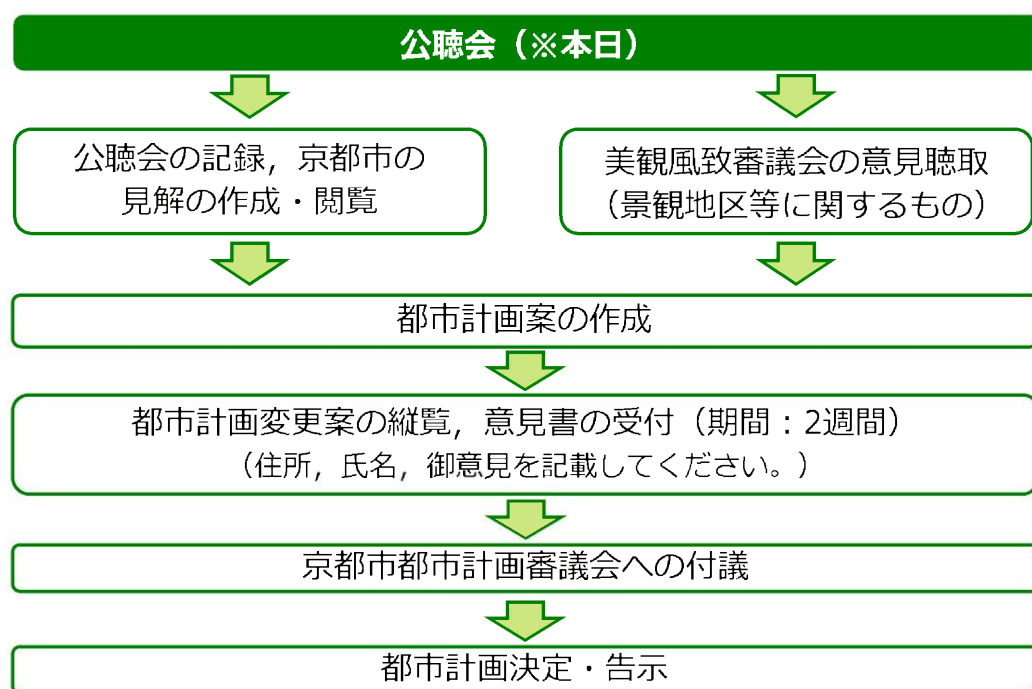
9(2) 室外機等の設備機器に関するデザイン基準の見直し

景観地区（美観地区及び美観形成地区）において、道路等から隣地越しに見えるエアコン室外機等の設備機器については、格子を設置するなど、景観への配慮をさせていただくよう、デザイン基準を見直します。



19

〈都市計画変更手続について〉



問合せ先 京都市 都市計画局 都市企画部 都市計画課
電 話 : 075-222-3505 FAX : 075-222-3472

公述の要旨

公述順	公述人の氏名	公述の要旨
1		五条通沿道において、31mの建物が建設された場合、該当地域に及ぼすマイナスの影響をどのように考えたのか。オフィスの集積エリアとなるように容積率、高度地区の見直しを行う背景については、資料に記載があり理解できるが、マイナス面については記載がない。地元に対してどのようなマイナス面が発生すると考え、また、それに対してどのような配慮がなされるのか知りたい。 京都市は、これまで周囲の景観を守ってきた経緯がある。例えば、周囲の山並みが見えるように、都心部から三方の山裾に行くにしたがって、次第に建物の高さが低くなるような都市空間の構成を高さ規制の基本方針とされてきたとのことだが、その方針は、31mの建物が建てられるようになる当該地域には適応されないものであると考える。建物の最高高さは、これまでどおり20mでも良いのではないかと。例えば、2mの壁面後退は、高さが31mになったからこそのルールなのか。 また、該当地域への本計画案の理解に関する説明が不足していると考え。資料によると、地域で対話と協働のプロセスを積み重ねて進化させるべきとの記載があるが、ホームページでの市民意見の募集や説明会、出前パブリックコメント等では該当地域との対話にはなっていない。 町内には高齢者が多く、31m規模の建物が建てられるようになることを全く知らない人が多い。先日の説明会において、法律に則った手続上、ホームページでの市民意見の募集、説明会の開催等で良いとの説明を受けたが、地元の者としては納得がいかない。地元として本計画案を歓迎するにしても、京都市のために我慢して受け入れるにしても、理解したうえで納得して前に進みたい。
2		景観の観点から全体最適と部分最適との関係をしっかりと意識してもらいたい。例えば、地下鉄やバスの車内に掲示されている京都創生のポスターを見ると、京都三山を守ると言いながら、掲載されている写真に北山が写っておらず、京都市としてどのように考えているのか。 また、人口減少について、「京都市持続可能な都市構築プラン」で示す人口推計の更に先の超長期的なグラフをイメージせずに対策を行うということでは、本当に対策になっているのか疑問である。人口減少は、資本主義が成熟した結果だと言う学者もおられ、資本主義そのものを変えない限りは、人口減少は止まらないのではないかとという考え方もできる。人口減少は、世界的な傾向であり、文明の大きな流れの中で生じていることではないか。そうすると、単に施設を整えて人口減少が止まるというようなことは誰も思っていないはずである。 さらに、計画全体の考え方に対して大いに疑問に思う。例えば、容積率の見直しについて、具体的なまちのイメージを持って見直しているのかが全く分からず、良いのか悪いのか判断できない。景観はものの姿形であり、景観を形として見れば、誰でも良し悪しは判断しやすい。市民が意見を言うことができるような形で情報を流してもらいたい。

公述順	公述人の氏名	公述の要旨
3		西京区における現状のままの交通費全般の負担増は、周辺部の拠点の魅力向上に逆行するものであり、速やかに市バスの運賃差別をなくすために均一運賃化を実施するとともに、市バスにおける全てのサービスを西京区に導入すべきだと考える。 また、市立芸大の移転は、京都市の一貫性のない都市計画がもたらしたもので、『京都市持続可能な都市構築プラン』の基本コンセプトの整合性を欠いているのは明らかであり、早期に鉄軌道計画の実施に向けた研究会を住民と専門家で立ち上げることを強く求める。 さらに、本都市計画案は、若い世代や子育て世代が京都市から流出することを防止する施策であるが、これらの世代の市外への流出は、観光インバウンド政策を無企画に導入した結果、海外からの観光客を優先することでホテルが増加し、市内中心部の地価が高騰したことによるものであり、高さ制限、容積率の緩和によって若い世代や子育て世代が増加する要素があるとは考えられない。 洛西ニュータウンでは、まちの衰退が複合的に起こっているが、最大の要因は、少子高齢化に歯止めがかからないことである。働き盛りは高齢化し、買い物難民化している。京都市はこの実態を受け入れ、買い物に困る人をつくらない対策が求められている。 本都市計画案は、ますます周辺部である洛西ニュータウンを市内中心部から置き去りにするものであることから、本計画案を中止し、速やかに市民と十分な協議を行う中で、抜本的な少子高齢化対策を実施すべきである。
4		左京区は、民間の交通機関として高齢者の無料パスの使用が認められているが、西京区の洛西ニュータウンでは認められていない。これは行政として、市民に対する平等、公平な市民サービスを提供するという点で極めて問題がある。 また、市立芸大の移転は、西京区における大学高等教育機関を失わせることになり、西京区における持続可能な都市構築の点で大きな問題をはらんでいる。この持続可能な都市の構築に当たって、基本コンセプトとして挙げられている地域全域の持続性の確保というのが失われることになるという点でも非常に大きな問題がある。 さらに、今回、京都市が新景観政策の更なる進化の名の下に、高さ規制の緩和等の見直しを行うことは、新景観政策の理念と方向に逆行するものであり、また、高さ制限を超える建物を建築するに当たって、景観審査会の審査を経ずに市長の認定によって許可を行うという形で特例制度を変更することは、新景観政策の重要な柱を事実上骨抜きにするものであり、到底許されるものではない。 新景観政策の進化を目指すというのであれば、よりきめ細やかな規制措置を講じることが必要であるにも関わらず、高さ規制の強化等のダウンゾーニングを進める方向での都市計画の見直しがほとんどなされていないのは、進化に逆行することである。 今やるべきことは高さ規制等を緩和することではなく、ホテルの総量規制や国土利用計画法に定める土地取引に関する監視区域の指定等の規制措置を早急に導入し、ホテルの建設ラッシュとそれに伴う地価高騰に対する抜本的な抑制策を講じることである。

公述順	公述人の氏名	公述の要旨
5		全体として2007年の新景観政策を良い方向に進化させているとは考えがたく、また、持続可能な都市づくりに貢献する案とも思われない。 まず、今回の規制緩和が人口減少や若者流出を防ぐことにはならない。むしろ助長すると考える。子育て支援の方策があつてこそ、人口減少は防げるものであり、規制緩和によって若者流出を防ぐという論理は無謀である。また、京都の産業、特に中小企業を育てる政策が連動しなければ、オフィスは増えない。 第2に、資料にSDGsのことが出てくるが、ほとんど関係ないどころか、特例制度についても市民の意見を言う機会を奪おうとしているという点では、全く逆行することではないか。京都市は元々持続可能な都市であり、商・工・住が混在しながらサステイナブルなまちを構成してきた。商店街を支援する方策や、公共交通の重視をきちんと掲げてこそ、持続可能な都市計画と言えるが、そういう姿はほとんど見えない。 第3に、五条通や御池通等を規制緩和したところで良いまちにはならない。通りの周辺に残っている落ちついた2階建ての町並みを損ねることになるのではないか。また、右京区総合庁舎周辺の北山や西山が良く見える場所の規制を緩和して本当に良いのか。さらに、祥久橋、らくなん進都等もスプロール地帯になっており、それを更に助長させるのではないか。 第4に、特例制度については、裁量性が少ない一般基準と、時間的、労力的にハードルの高い特例制度だったという理由で、市が自らやってきたことを否定的に言って変えようとするのはどうか。ガイドラインは、後退しないようなものを作っていただきたい。

趣旨ごとの意見の分類及び同趣旨の意見の人数

趣旨	意見	人数
「持続可能な都市の構築」との整合性	・ 今回の都市計画案は、ますます周辺部である洛西ニュータウンを市内中心部から置き去りにするものである。 ・ 西京区における現状のままの交通費全般の負担増は、周辺部の拠点の魅力向上に逆行するものである。 ・ 市立芸大の移転は、「京都市持続可能な都市構築プラン」の基本コンセプトの整合性を欠いているのは明らかである。 ・ 市立芸大の移転は大学高等教育機関を失わせることになり、西京区における持続可能な都市構築の点で大きな問題をはらんでいる。 ・ 資料にSDGsのことが出てくるが、ほとんど関係ないどころか逆行することではないか。 ・ 人口減少について、「京都市持続可能な都市構築プラン」で示す人口推計の更に先の超長期的なグラフをイメージせずに対策を行うということでは、本当に対策になっているのか疑問である。 ・ 商店街を支援する方策や公共交通の重視をきちんと掲げてこそ、持続可能な都市計画と言えるが、そういう姿はほとんど見えない。 ・ 京都の産業、特に中小企業を育てるという政策が連動しなければオフィスは増えない。 ・ 子育て支援等の方策があつてこそ、人口減少は防げるものである。	4
「新景観政策の更なる進化」との整合性	・ 全体として2007年の新景観政策をよい方向に進化させているとは考えがたい案である。 ・ 高さ規制の緩和等の見直しを行うことは、新景観政策の理念に逆行するものである。 ・ 更なる進化という言葉とは真逆の容積率や高さの規制などの緩和であり、高さ規制を含めて、よりきめ細やかな規制措置を講じることが必要である。 ・ 今やるべきことは高さ規制等を緩和することではなく、ホテルの総量規制等の規制措置を早急に導入し、ホテルの建設ラッシュとそれに伴う地価高騰に対する抜本的な抑制策を講じることである。 ・ 京都三山を守ると言いながら、京都創生のポスターの写真に北山がない。景観の観点から全体最適と部分最適との関係をしっかりと意識してもらいたい。	3

趣旨	意見	人数
容積率，高度地区等の変更による効果及び影響	・ 今回の規制緩和が人口減少や若者流出を防ぐことにはならない。むしろ助長すると考える。 ・ 高さ制限，容積率の緩和によって若い世代や子育て世代が増加する要素があるとは考えられない。 ・ 五条通や御池通等を規制緩和したところで良いまちにはならない。落ち着いた2階建ての町並みを損ねることになるのではないか。 ・ 五条通沿道において，高さが31mの建物が建設された場合，当該地域に及ぼすマイナスの影響をどのように考えたのか，また，そのマイナス面に対してどのような配慮がなされているか知りたい。例えば，2mの壁面後退は，高さが31mになったからこそのルールなのか。 ・ 祥久橋，らくなん進都などもスプロール地帯になっており，それを更に助長させるのではないか。	3
特例制度の活用	・ 裁量性が少ない一般基準と，時間的，労力的にハードルが高い特例制度について，市が自らやってきたことを否定的に言って変えようとするのはどうか。ガイドラインは後退しないようなものを作っていただきたい。 ・ 特例制度の変更は，新景観政策の重要な柱を事実上骨抜きにするものであって，到底許されるものではない。	2
市民への説明	・ 地域への本計画案の理解に関する説明が不足している。ホームページでの市民意見の募集や説明会，出前パブリックコメント等では，地域との対話になっていない。地元として本計画案を歓迎するにしても，京都市のために我慢して受け入れるにしても，理解したうえで納得して前に進みたい。 ・ 例えば，容積率を上げるときに，市民は数字だけ聞いても良いのか悪いのか判断できない。	2

都市計画公聴会議事録

「持続可能な都市の構築」及び「新景観政策の更なる進化」に向けた
都市計画の見直し

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

用途地域の変更

高度地区の変更

防火地域及び準防火地域の変更

景観地区の変更

特別用途地区の変更

開催日：令和元年7月8日（月曜日）

開催場所：京都市景観・まちづくりセンター ワークショップルーム

都市計画局都市企画部都市計画課
都市景観部景観政策課

18:30

(議長)

皆さん、こんばんは。お待たせいたしました。

ただいまから「持続可能な都市の構築」及び「新景観政策の更なる進化」に向けた都市計画の見直しにかかる公聴会を開催いたします。

本日議長を務めます京都市都市計画局都市企画部都市計画課の担当課長中井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、皆様方には、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素は、京都市行政の推進に御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、この公聴会では、都市計画の原案の概要につきまして御意見を公開のもとで陳述する場でございますので、御理解のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、公聴会の運営を担当いたします京都市の職員を紹介させていただきます。事務局からよろしくお願いいたします。

18:31

(都市計画局都市企画部都市計画課課長補佐)

それでは、本日出席しております京都市の職員を御紹介させていただきます。

都市計画局都市計画課担当係長の家村でございます。都市計画局景観政策課担当課長の門川でございます。同じく、景観政策課企画係長の井上でございます。そして私、都市計画局都市計画課課長補佐の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(議長)

続きまして、公聴会の議事進行に伴う注意事項を事務局から御説明いたします。

18:32

(都市計画局都市企画部都市計画課課長補佐)

それでは、公聴会の議事進行に伴います注意事項について簡単に御説明申し上げます。

まず初めに、入り口のところで受付を設けさせていただいておりますが、傍聴される方で、まだ受付をお済みでない方がいらっしゃいましたら、お済ませいただきますようお願いいたします。いらっしゃいませんか。

そうしましたら、傍聴される方、途中退席される場合につきましては、再入場される場合は、受付時にお渡ししております番号札を受付で御提示いただき再入場していただきますようよろしくお願いいたします。なお、番号札はお帰りの際に受付に御返却をお願いいたします。

また、本日受付でお渡しいたしました公述申出者名簿につきましては、個人名を記載し

ておりますので、公聴会終了後に回収をさせていただきます。

傍聴者の方々におかれましては、配付しております傍聴人心得のとおり御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。場内では、静粛にさせていただきますして、公述される方の御意見が十分拝聴できますよう御協力のほどよろしくお願いいたします。

また、公聴会の開会中は写真の撮影、録画、録音等の行為は禁止をしておりますので、御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

また、本日の公聴会の議事運営につきましては、議長の指示に従っていただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

続きまして、公述をされる方々に御注意点を申し上げます。

本日、公述いただく方は5名でございますが、公述は、議長が指名いたします順序に従って、公述席でお願いいたします。

公述は、公述申出書の内容の範囲内で御意見を述べてください。また、公述の時間は、お一人15分以内としております。持ち時間終了の2分前には、このように鈴を2回鳴らします。そして15分が経過いたしましたらこのように鈴を3回鳴らします。お知らせいたしますので御協力のほどよろしくお願いいたします。

公述をされる内容につきましては、公聴会の記録を作成するため録音することとしておりますので御承知おき願います。

なお、本日の公聴会は、皆様方の御意見をお伺いすることが目的でございます。したがって、質疑等をお受けする場ではございませんので、その点もよろしくお願い申し上げます。以上が公聴会の議事進行に伴います注意事項でございます。

18:35

(議長)

それでは、都市計画の原案の概要を事務局から御説明いたします。

(都市計画局都市企画部都市計画課担当係長)

そうしましたら、前方のスクリーンを使って御説明させていただきます。

なお、お手元にお配りしております資料の中に、前方のスクリーンに映し出すスライドと同じ内容を印刷したものがございますので、遠くて見づらいという場合は、そちらを合わせて御覧いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

そうしましたら、御説明させていただきます。

まず、今回の都市計画の見直しにつきましては、地図の着色部分におきまして、用途地域や容積率、高度地区、景観地区などの変更を行うこととしております。

それでは、順に御説明いたします。

まず、五条通沿道のJR丹波口駅から西大路通間についてでございます。

地図の赤枠で囲まれた①の区域におきまして、用途地域を商業地域に、容積率を600%

に変更するなどの見直しを行うことといたします。

また、高さ規制につきましては、現在は20mを最高限度としておりますが、敷地面積や壁面位置にかかる一定の要件を満たす事務所または研究施設、もしくは、店舗や保育所などといった、いわゆる働く人のための利便施設を併設した事務所または研究施設に限りまして31mの高さまで建築できるようにいたします。

さらに、景観地区を見直し、高さ20mを超える建築物の敷地につきましては、五条通に面して植栽などを行うことで歩行者空間と調和した景観形成を誘導いたします。

次に、御池通沿道のJR二条駅から西大路通間についてでございます。

地図の②の区域におきまして、容積率を500%に変更するなどの見直しを行うことといたします。

続きまして、右京区総合庁舎近くの葛野大路通沿道の太子道から天神川間、三条通から四条通間についてでございます。

地図の③の区域におきまして、用途地域を第二種住居地域に変更するほか、③、④の区域ともに、容積率を300%に変更するなどの見直しを行うことといたします。

続きまして、南区の国道171号から祥久橋間、祥久橋から国道1号間の道路の沿道についてでございます。

地図の⑤及び⑦の区域の用途地域をそれぞれ準工業地域、準住居地域に変更するほか、⑤から⑨の区域の容積率を300%に変更するなどの見直しを行うことといたします。

続きまして、本市の南部、十条通より南に位置する産業集積地区らくなん進都につきまして、3箇所の見直し箇所ごとに御説明させていただきます。

まず、鴨川より北側の工業地域などについてでございます。地図の①、②の区域におきまして、工場、事務所、研究施設に限り容積率を400%、その他の施設の容積率を①の区域は300%、②の区域は200%といたします。

次に、先ほどの区域から南に少し下がったところがございます、鴨川より南側の商業地域についてでございます。

地図の③の区域におきまして、敷地面積が1,000㎡以上の事務所、研究施設に限り容積率を600%、その他の施設を400%といたします。

らくなん進都の最後に、先ほどの区域からさらに南に下がったところがございます。鴨川より南側の工業地域についてでございます。

地図の④の区域におきまして、工場、事務所、研究施設に限り容積率を300%、その他の施設を200%といたします。

続きまして、四条通より南側の工業地域などについてでございます。

これまで工場、事務所または研究施設に限り31mの高さが建築できる区域としておりましたが、飲食店や保育所などといった、いわゆる働く人のための利便施設を併設した工場、事務所または研究施設につきましても31mの高さまで建築できるようにいたします。

続きまして、歴史遺産型美観地区の一般地区における適切な勾配屋根の誘導でございま

す。

建築物の規模等に応じた適切な勾配屋根による良好な景観へと誘導するため、屋根形状も含めてデザインが優れていると認められる建築物につきましては3mを限度に勾配屋根の一部が高さ規制を超えることを認める制度を創設いたします。

続きまして、両側町の通り景観に配慮した景観地区の見直しでございます。

通りを挟んで1つの町内を形成する両側町のうち、通りを中心にデザイン基準が異なる一部の地域におきまして、通りの両側に同一の景観基準が適用されるよう、6箇所の区域において景観地区の指定を見直すことといたします。見直し箇所につきましては、地図にお示ししているとおりでございます。

6箇所の見直し箇所につきまして、順に御説明させていただきます。

まず、元誓願寺通から丸太町通までの葎屋町通の東側につきまして、葎屋町通の道路界から10mまでの範囲を沿道型美観地区から旧市街地型美観地区に見直すことといたします。

続きまして、御池通から四条通までの岩上通の東側につきましても、沿道型美観地区から旧市街地型美観地区に見直すことといたします。

続きまして、四条通から五条通までの醒ヶ井通の西側につきましても、沿道型美観地区から旧市街地型美観地区に見直すことといたします。

続きまして、竹屋町通から御池通までの車屋町通の西側につきましても、沿道型美観地区から旧市街地型美観地区に見直すことといたします。

続きまして、丸太町通から二条通までの新樫木町通の東側につきまして、沿道型美観形成地区から旧市街地型美観地区に見直すことといたします。

最後に、綾小路橋付近から万寿寺通までの西木屋町通の西側につきまして、沿道型美観地区から岸辺型美観地区の歴史的町並み地区に見直すことといたします。

続きまして、幹線道路沿道の地域特性を踏まえたデザイン基準の見直しでございます。

京都御苑の周辺の烏丸通、今出川通、丸太町通、二条城周辺の堀川通、鴨川沿いの川端通など、幹線道路の沿道では、歴史的資産や岸辺の景観に配慮し、かつ幹線道路にふさわしい良好な沿道景観の形成が図れるよう、建築物の軒庇や外壁などに関する基準を見直すことといたします。

その下の室外機などの設備機器に関するデザイン基準の見直しでございますが、道路などから隣地越しに見えるエアコン室外機等の設備機器につきまして、格子を設置するなど、景観への配慮をしていただくよう、デザイン基準を見直すことといたします。

簡単ではございますが、都市計画の原案の概要についての説明は以上でございます。

18:44

(議長)

それでは、これから公述人の方から御意見をお伺いいたします。

本日は、5名の方から公述の申し出がございました。公述の順番は、50音順での公述をお願いいたします。

それでは、[REDACTED]様、お願いいたします。

18:44

([REDACTED] 様)

[REDACTED]です。現在[REDACTED]に住んでおります。公聴会で発言するのは今回初めてでありまして、不慣れなために、この場をわきまえない発言があればお許してください。では、意見を述べさせていただきます。

高度地区の変更に関する意見であります。

まず、一つ目です。31mの建物が建設された場合、該当地域に及ぼすマイナスの影響を当局はどのように考えたのかが知りたいと思います。

京都市において、若年子育て層が市外へ流出していること、市内のオフィス空間が不足している事実、オフィスの集積エリアとなるように容積率、高度の見直しをした背景は、こちらの資料に記載があり理解はできます。

しかし、マイナスの面につきましては、この資料には記載がないように思います。複数回の会議の中で、当然そうした議論があったはずですが。どのようなマイナス面が地元で発生すると当局は考えたのかが知りたいと思います。

二つ目です。今のマイナス面に対して、どのような配慮がなされるのかを知りたいと考えます。資料では道路の境界から2m、隣地の境界から1mの壁面後退、五条通に面して植栽を行う等の記載がありますが、これだけでしょうか。

地元にとっては、景観が大幅に悪化します。京都市は、これまで周囲の景観を守ってきた経緯があります。例えば、周囲の山並みが見えるように、都心部から三方の山すそに行くにしたがって、次第に建物の高さが低くなるような都市空間の構成を高さ規制の基本方針とされてきたと聞いています。これは都心部での、例えば京都の市役所の屋上から見た場合の高さ規制のあり方なんでしょうか。少なくとも、31mを建てられる地元には適応されないルールであると考えます。

これまでどおり20mの高さでもいいんと違うんでしょうか。31mとすることへの配慮は何なんでしょう。例えば、先ほどありました2mのセットバック、これは20mの建物でもやはり2mのセットバックでしょうか。31mになったからこそ2mのセットバックなんでしょうか。そのあたりが知りたいと思います。

最後三つ目であります。該当地域への本件計画案の理解に関する説明が不足していると考えます。京都市の資料によりますと、地域で対話と協働のプロセスを積み重ねて進化させるべきであると記載があります。そのためには、ホームページでの市民意見の募集や説明会、出前パブリックコメント等では該当地域との対話にはなっていないと思います。

実は、私昨年度町内会長になりまして1年間町内会の運営を行ってまいりました。そこ

で感じましたのは、非常に町内高齢者が多い。60代、70代はざらにいます。31mクラスの建物が建つことを全然知らない人が多いのかなと思っております。ホームページでの市民意見の募集、説明会等でよいというのが京都市の法律上の手続であると前回の説明会でそう説明を受けましたけれども、地元の者としては納得がいきません。

我々は、本計画を理解した上で、例えばA、この見直し案は素晴らしい、地元としても大歓迎である。B、この見直し案は、京都市にとっては事業者が増え、メリットがある、でも地元にとってはよいことが少ない、景観が悪くなる、新しくできた飲食店にも行かない、でも京都市のためになるのならば、向こう50年間我慢して受け入れよう。A、Bどちらの理解にしましても、我々は納得して前に進みたいんです。

そのための地域との対話が少ないと考えております。意見は以上です。

18:49

(議長)

ありがとうございました。

続きまして、 様、お願いいたします。

18:50

(様)

 と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

この公述申出者名簿の私の文の順番をちょっと変えてお話したいと、上のほうはちょっと細かいことなので、時間的に余裕があればというか、もう今になると、そんなこと言うてもしょうがないかなという感じもしたりするので、時間の都合でそれには触れないかもしれませんので、そういうのもあります。しょうがない。

まず、景観の観点から全体最適と部分最適との関係をどう考えているのかということについてなんですけれども、最近、地下鉄とかバスとかで、こういうこの下半分ですね、こういうような図が載っているわけですね。

それで、京都創生何とかかんとかいうようなあれがあるんだけど、これで見ると建礼門と紫宸殿が出ている。そして京都三山の北山がちらっと見えているわけね。ところが、この前の通りというのは、葵祭りが出てきて、それから時代祭が出てきてというメインの通りになっているわけですね。そのときに、この通りができたというのは、明治天皇が東京に移って、御所に帰ってきたときに、九つの門が荒れているから何とかせよと言われて、それでここの大道を整備したというようになっておって、その堺町御門からぼっと入ると上の写真のように北山が明らかに見えるわけですね。

それで京都三山を守ると言いながら、メインのこういう写真が北山なしで地下鉄とかバスとかに張られているということは、これは京都市としてそれでいいのかなというようなことです。それが全体的なことと部分最適というかね、その辺のところをもうちょっとしつ

かりと意識してもらいたいというようなことですね。

次に、人口減少を口にする場合に、持続可能な社会ということに対して、そういう本を見ると、人口減少がどうだこうだと書いてあるんだけど、そういうときに、政府もひっくるめてだけれども、人口減少というのは、ただ単に右肩下がりだけで考えているのかね。例えば、こういう図で、これは京都市の図ですけれども、人口減少ですよということは分かるわけですね。だけれども、じゃこのまま行ったらX軸に直行してゼロになるやないかと。

それに対して、京都市は、政府もひっくるめてだけど、どう考えるんだろうかと。例えば、こう下がっていく、ここで切ると下がるけれども、やがて底を打って、そこから少し上がって定常的に行くとかね、こういう超長期的なグラフをイメージせずに、ただ単に人口減少します、それに対して対策を打ちますというようなことだけでは、本当に対策になっているのかどうかという疑問がある。

だから、こうなっとう上がるのは、どうしたら上がるのか、例えば世界中でこうなっとう上がったところがあるのかとね。そういうようないわば人口減少しているということは、そもそも資本主義が成熟して結果だというように言われる学者がおられますね。そしたら、資本主義そのものをやりかえない限りは、人口減少というのは止まらんのではないかなというようなものの考え方もできるわけですね。

そのあたりを人口減少は大変だというだけでは、何の解決にもならんのではないかと。単なる目先のことばかりで、予算をかける割には超長期的にそんなものどんどん下がっていつてしまうよというようなことになるわけね。

それで、毎年3,000人減っていったら、複利計算すると8,000年すると2人になると。2人を切れる、2人を切れるということは、子供は誰も生まれんというようなことになる。

そうやって、今人口減少というのは、世界的な傾向であって、それは例えば文明史的な、文明の大きな流れの中で生じていることではないかという気がするわけです。そうすると、単にこうなるのを何とか施設を整えて何とかというようなことだけで止まるというようなことには誰も思っていないはずですね。

皆さんは、こう下がっていつて最後どうなるんやということをみんなが考えん限りは、またそういう研究なりなんなりをやらん限りは、何をしているのかなという、毎日の仕事はあっても超長期的に見たら、あの時代は何をしておったんやろうなというようなことになりかねないんじゃないかということが人口減少です。

それに関わるんだけど、市民しんぶんがあるわけですね。この市民しんぶんの7月1日号に『時を超え、未来から訪れた男』というのが一面にバンと出ているわけですね、新聞がどっかへ行ってしまったけど。だから、それを見たときに、中は何が書いてあるんだろうか、ワクワクという感じだったんだけど、中を広げると、ただ単に現状のものを外装したというかね、いうだけのことであって、何も未来の世界はこうやるべき、するべきだから、そこから帰ってきて、今何をするかという、いわゆるバックキャスティング的

な考え方、全くないわけですね。そうすると、何ための計画なのかという、その計画全体のやり方というか、ものの考え方に対して大いに疑問に思う。

それは、例えばこの京都市のレジリエンス戦略というのを見てくださいといって市民しんぶんに書いてあるわけ。それでこれをもらいに行ったら、これは戦略の概略というのがあって、概略ということは、もっと本当の本冊があるんですかと聞いたら、ないというか、私には渡してもらえないというか、本物を皆さんお持ちかどうか知らんのだけどね。

これは都市計画局じゃなくて、京都市行財政局防災危機管理室がつくっているわけやね。そのときに、そういう防災危機管理室と都市計画局とほかのところ、市長公室とか、そういうところは相互に互いのことを、例えば景観政策課が景観をこうしたいというときに、例えば今の説明で容積率を何パーセントに上げるというようなときに、それまでの例えば200%が300%になったときに、どういようにな変わるのかということがなしで、ただ数字だけを触っているのかな、それとも具体的にイメージして、これよりかこっちのほうが良いというような形で200から300に上げているのかというようなことが全然わからない。だから、数字だけ聞いても市民としては、良いのか悪いのかなんて判断できないですね。

だから、どう言ったらいいか、市民はそんなこと判断せんでもいいという考えもあるけれども、そうじゃなくて、市民は自らつくれんけれども、つくったものに対して、良し悪しを言うことができる、こう言われるわけですね。だから良し悪しを言うことができるような形で情報を流してもらいたいと。

そのときに、その200%を300%に上げるということを決めるところと景観政策課とは部署が離れているんだけど、だから200%から300%に上がったときに景観政策課は、上がったら上がったなりにいろんな細かいディテールのことをコントロールすることによって、よい景観にするとされるんだけど、けれども、それでは縦割りのままであって、その200%、300%上げるということをその部局も曲がりなりにもイメージアップしたものをつくって、200から300に上げるんだったら、こういようになると。これは誰が見てもいようかね、たくさんいますから全員ではないんだけど、それなら納得できるなというように思って、それをもう一度景観政策課に投げ返すと。だから、景観政策課から波がワットと打ち寄せる、それを打ち返すといういようなことを各部局が、市の部局がやってもらいといういようなことをしないと、いつまでも縦割りのままだよと。

景観は、どっちかというたら、昔に比べたら縦割りじゃなくて、いろんなことがかかってくる。景観というものは、ものの姿形だから、ものの姿形というものは、言葉でつかまえたものよりもっとたくさんのもを含んでいるから、それが曲がりなりにも形としてみれば、誰でも良し悪しというものは判断しやしいわけですね。そういういような形のプレゼンが要る。

僕が子供のときは、小学生くらいときには、アメリカの高速道路の図の本が出てきて、ああ、こんなになったら良いなとワクワクしていたわけですね。そしたら長じて50年と

か経つと、日本もそういう状態になったわけです。そのときに、子供のときにこういうのをやりたいなと思うわけですね。そういうように、これからの京都市民の子供たちも自分のまちが自分が成人したときに、こんなになる、そういうのがいいなというような絵を曲がりなりにも描いて提示してほしいと。

それはディテールまでは要らない、例えば、そこにある洛中洛外図屏風のように、あれは部分部分は正確に描いてあるけれども、全体は金色の雲で隠れているわけですね。しかし、あれを見たら、ああ京都はすばらしいなと、上杉が思ったかもしれない。そして、都に行きたいなと思ったかもしれん。それで都にのぼってきてというようなこともあるかもしれない。

そういうような包括的な景観図、ディテールはクローズアップしたらぼけるけれども、引いて見れば私たちの住む京都のまちというのはこういうようになるんやな、これ良いなあというような姿形のものをつくって提示して、それに対して市民がああやこうやと言うみたいな、そのときには、ディテールを描くと、おれの家がなくなっているとかいうようなことになるけれども、洛中洛外図のように要所要所は描くけれども、それ以外は、もう金色の雲でこうなっているような、そういう手法が今ごろのCGを使えば何ぼでもできるわけですね。

ときによっては、雲をとったらもうちょっと細かいのが見えるとかね、そういうようなやり方でやってもらおうと、我々市民が判断しやすくなるし、多分やっている方もその部局同士でこれはまずいやろみたいな話になってきて、より確かなものになっていくだろうというようなことを思います。以上です。

19:03

(議長)

ありがとうございました。

続きまして、 様、お願いいたします。

19:04

(様)

よろしくお願いします。 です。

京都生まれで京都市育ちで、五条西洞院下がったところで、昔はチンチン電車が走っていきまして、随分京都が変わったというか、僕のイメージではひどくなったというのが私の思いです。

私は、38年ほど前に洛西ニュータウンに引っ越したわけですけど、地下鉄が来るということで、4,000万近い家を買ったわけですけども、今それが3分の1、4分の1という地価が下がっているという状況になっているんです。

この意見書については、洛西ニュータウンという一つのまちの角度で意見書を書いています。読み上げるような形になるんですけれども、持続可能な都市の構築及び新景観政策の更なる進化に向けた都市計画案に対して、洛西ニュータウンの居住者として直接的、間接的に影響を及ぼす事項について２項目で意見を述べたいというふうに思います。

初めに、京都まちづくり市民会議の方々と市民の足を守る西京連絡会、
2019年3月26日に京都市長の門川大作氏宛てに京都市の持続可能な都市構築プランに逆行する京都市立芸大移転計画、以下芸大ですけれども、凍結と根本的な再検討を求める申出書を提出しました。

市の回答書は、同年4月16日にいただきましたが、申入書に対して、芸大移転は、京都市全体の活性化に資し、京都市持続可能な都市構築プランの事業等の整合性を有するとされ、芸大の移転計画は引き続き進めることを言及されています。

芸大が崇仁地区に移転する理由の一つに、交通の不便が取り上げられているわけです。確かに、京都市が指摘するように最も交通不便な大学であります。唯一の市バス路線も廃止され、公共交通の民間バスの京阪京都交通が通学の学生の手段です。後でも指摘しますが、市バスの運賃調整区間、これは民間バスも一緒なんですけれども、学生、学校職員、地域の方々の交通費の大きな負担になっています。

意見要旨の１として、西京区において京都市のバスのサービスを全て実施と鉄軌道の計画研究の実施について述べさせてもらいます。

市内中心部はもとより、右京区の嵐山、嵯峨、左京区の岩倉、北区の西賀茂の各地域では、市バス均一運賃が拡大されました。西京区ではごく一部のみ均一運賃ですけれども、商業施設とか住宅地を占める松尾、桂川、松陽、樫原、桂、桂東、桂徳、洛西ニュータウン、桂坂、大枝、大原野はいまだに調整区間が据え置かれています。

2018年10月に西京区でもバス１日券が使えるように1,000筆を超える請願署名を取り組みました。審議未了となりましたが、現状のままの交通費全般の負担増は、周辺部の拠点の魅力向上に逆行するものです。すみやかに運賃差別をなくすために均一運賃化を実施し、全てのサービスを西京区に導入すべきだと考えています。

高齢者の対策の一つに、地域交通は高齢者の足として日常生活に欠かせません。そこで2008年3月から地域住民が中心になり、自治会が協力して署名活動を展開し、敬老乗車証の改善を求める大原野と上里の会が敬老乗車証で民営バスにも乗れるようにとの運動は2,000筆を超える請願署名を集め、市議員との懇談や要請も行い、要求の理解を求める一方、市長寿福祉課や市交通局、阪急バスの事業者との懇談、交渉を重ねてきましたが、請願は共産党を除く与党会派に否決されました。洛西ニュータウンと大原野、大枝、桂川は民間バスが市バス路線やバスの便を補っており、その請願要求は切実で、高齢者対策の正当な理由になります。

今般高齢者による自家用車事故が多発していますが、被害者も加害者にとっても公共交通の環境整備がなされておれば防げる事故も少なくありません。また運転免許の自主返納

促進につながることは言うまでもありません。

今回のこの案に持続可能な都市の構築において、持続可能な都市を目指すため、基本的なコンセプトの一つに、地域全体の持続性を確保するまちづくりで地域の多様性を認め、基本方針の第一に、都心部と周辺部等の拠点の魅力向上を明記されているにもかかわらず、高速鉄軌道においては、洛西ニュータウン開発、京都市の都市計画で当初計画され、第1期西京区基本計画にも市の公約として記載されていました。しかし、第2期の西京区基本計画では住民の願望と偏執され、期待した住民を裏切ったことになります。

芸大がもともと東山区から洛西ニュータウンに移転する理由の一つに高速鉄道導入がありました。東山区住民も裏切ったことになります。京都市の一貫性のない都市計画がもたらしたもので、京都市における持続可能な都市構築プランの基本コンセプトの整合性を欠いているのは明らかです。

西京区では、唯一京都市の鉄軌道が導入されていない行政区です。京都市の責任として、早期に鉄軌道計画し、実施に向けた研究を住民と専門家で立ち上げることを強く求めるものです。

意見要旨の2として、洛西ニュータウンと周辺地域のまちの衰退、少子化、高齢者対策の早期実施について。

持続可能な都市の構築及び新景観政策の更なる進化に向けた都市計画案は、若い世代や子育て世代が京都市から流出を防止する施策ですが、若い世代や子育ての世代の京都市からの流出は、観光インバウンド政策を無企画に導入した結果、海外からの観光客優先をすることによって、ホテルを増やしたことにより、市内中心部の地価が高騰したことによるものです。高さ制限、容積率の緩和によって若い世代や子育て世代が増加する要素があるとは考えられません。

京都の良さは、各町内会の自治意識が確立していたことです。少子化によって番組小学校が閉校になり、児童や生徒に負担がかかる通学距離が拡大されました。今後就学する子供たちの保護者からも敬遠されるのは当然です。もともとあった校区を壊し、子供たちの大切にする文化さえも危機的な状況になっています。

京都市の持続可能な都市の構築及び新景観政策の更なる進化で高さ制限、容積率の緩和によって中心部の人口が増加することは望めません。

計画案は、洛西ニュータウンと周辺にも影響を及ぼします。洛西ニュータウンの衰退は、2003年に竹の里地域にあった公共性のある歯科医療センターが京都市の二条駅開発で移転しました。その跡地に大阪資本のマンションが建設され、訴訟にまで至りました。その影響は、洛西ニュータウンの4箇所あるサブセンターの一つ、竹の里地域から消滅し、いまだに買い物施設がありません。

2014年に芸大の移転計画が出されました。芸大移転計画では、区民と行政の協働で進めているとしていますが、区民は西京自治連合会が住民を蚊帳の外に置いた中で進められ、いかにも住民の総意のように述べていますが、行政のトップダウンです。

第2期西京区基本計画の第2章では、魅力ある文化・観光資源と充実する学術研究として、第4章では、「洛西ニュータウン」創生のまちづくりで、地域の歴史、文化を継承活用し、地域の歴史的資産を生かしたコミュニティづくりで、区内学術研究機関との連携、地域の文化資源の活用で地域のコミュニティの活性化、大学と地域との連携の推進などを挙げています。

文科省の公立小学校、中学校適正規模・適正配置に関する手引き、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けてにおいても、近年、大学の高等教育機関は、地域の課題解決に資するさまざまな人材や情報、技術が集まる地域コミュニティの中核的存在として機能強化を図り、地域を志向した教育研究、社会貢献を進めることが期待されており、実際に相当数の大学がこうした活動に積極的に取り組んでおられますとしています。芸大移転の整合性は、第2期西京基本計画と文科省の手引きからしても成り立ちません。

洛西ニュータウンでは、まちの衰退が複合的に起こっています。最大の要因は、少子高齢化に歯止めがかからないことです。児童、生徒数の減少を理由に、京都市は、公立小学校、中学校を統廃合し、教職員を削減してコスト削減の対象にしていることは、義務教育の教育理念から逸脱するものです。

竹の里小学校が廃校して福西地域にある星陵中学校校区に小中一貫教育校創設計画がされています。これも一部の関係者である、行政、3校学校運営協議会、3校PTA、竹の里自治連合会、福西地域自治連合会が強硬的に進めていますが、竹の里住民は蚊帳の外に置かれ、竹の里住民の意見を聞く機会を奪っています。

働き盛りは高齢化になり、買い物難民化しています。新林地域にあるJA関係のAコープが2年前に赤字経営を理由に閉店しました。後継店として全日食チェーンが開業しましたが、赤字経営で今年度6月をもって閉店を余儀なくされて、地域住民にとっては死活問題になっています。京都市は、この実態を受け入れ、京都市の責任で買い物に困る人をつくらない対策が求められています。

持続可能な都市の構築及び新景観政策の更なる進化に向けた都市計画案は、地域の活性化、魅力ある持続可能なまちづくりからすれば、ますます周辺部である洛西ニュータウンは、市内中心部から置き去りにされます。計画案は中止して、速やかに市民と十分な協議をする中で、抜本的な少子高齢化対策を実施すべきです。これ以上洛西ニュータウンを放置すれば、京都市の棄民化政策になります。

姉妹都市である、パリ、フランスですけど、フランスでは少子化対策として子供たち、特殊出生率を、数字が今ちょっと出てきませんが、2.3か4くらいやと思うんですけども、京都市に比べたら非常に高い、それは国や行政がしっかりとした施策を講じて、そういったところまで特殊出生率が上げられています。そして、その中でも無償化が3歳児以降については、保育学校という形で無償化されています。ぜひ京都市においてもそのような取組を、資源を投入していただきたいということで、私の意見を終わらせていただきます。失礼します。

19 : 17

(議長)

ありがとうございました。

続きまして、 様、お願いいたします。

19 : 18

(様)

公述人の です。

私は、今回の公述意見の要旨として、持続可能な都市の構築の問題と新景観政策の更なる進化の問題の二つについて意見を申し上げる予定をしておりましたが、持続可能な都市の構築に関しては、今意見を述べられました さんのほうから西京区などの市内周辺部における公共交通の充実強化の問題について、詳しく意見を述べられましたので、それと重なる部分がありますので、その点については、大部分省略をさせていただきたいと思います。

ただ、1点だけ補足をしておきたいと思いますのは、西京区の洛西ニュータウン、あの地域の公共交通というのが極めて脆弱でありまして、民間のバスが通っておりますが、 さんのほうから言われたように、その民間のバスの乗車について、高齢者の無料パスの使用を要望したけれども、聞き入れられなかったという指摘がありました。

実は、私は京都市の左京区の岩倉に住んでおりますが、あそこは京都交通が民間の交通機関として交通を担っておりますが、高齢者の無料パスの使用が認められています。左京区の岩倉地区で認められていることがなぜ西京区の洛西ニュータウンで認められないのか、それはやはり行政として、市民に対する平等、公平な市民サービスを提供するという点で、極めて問題があるというふうに思います。

もう一つ指摘をしておきたいのは、持続可能な都市の構築ということについて言えば、それは西京区における持続可能な都市構築ということを考える必要があるわけで、市立芸大を西京区から京都の駅前に移転をしてしまうのは、西京区における大学高等教育機関を失わせることになりますので、その点から言って大変大きな問題をはらんでいる。

市立芸大は、1980年に現在の西京区大枝に移転し、その後、国際日本文化研究所や京都大学の桂キャンパスが西京区に設置されることによって、西京区は、京都市における高等教育機関や学術研究機関が集積する大学のまちとしての性格を強めてきたのではないか。

にもかかわらず、市立芸大が西京区から移転をするというのは、西京区から重要な高等教育機関が失われることになって、西京区がこれまで持っていた大学のまちとしての性格を弱めるものではないか。そうすると、西京区におけるまちづくりの持続性の確保ということが失われるわけでありまして、この持続可能な都市の構築に当たって、基本コンセプト

トとして挙げられている地域全域の持続性の確保というのが失われることになるという点でも非常に大きな問題があるというふうに考えます。

続いて、もう一つ新景観政策の更なる進化の問題について意見を述べたいと思います。

私たちは、京都市が現在新景観政策の更なる進化のもとに進められている建物の高さ規制の緩和などの新景観政策の見直しの方針については、[REDACTED]京都・まちづくり市民会議など、関係する諸団体が去年の12月14日に京都市の高さ規制緩和の方針に対して、撤回を求める申入書を提出をいたしました。

言うまでもないことですが、2007年に成立した新景観政策は、50年後、100年後に光り輝く京都の歴史的景観を後世に引き継ぐために高さ規制を強化するなどのダウンゾーニングの方針を明確に打ち出したわけであります。

しかし、今回京都市が新景観政策の更なる進化の名のもとに、高さ規制の緩和などの見直しを行うことは、この新景観政策の理念の方向に逆行するものであり、また高さ制限を超える建物を建築するに当たって、景観審査会の審査を経ずに市長の認定によって許可をするという形で特例制度を変更することは、特例許可制度、この新景観政策の重要な柱であります特例許可制度を事実上骨抜きにするものであって、到底許されるものではないというふうに考えます。

今回、先ほども説明がありました京都市から提示されています都市計画の見直しに関する原案を見ますと、更なる進化という言葉とは真逆の容積率や高さの規制などの緩和でありまして、これがどうして進化と言えるのか、根本的に疑問であります。私に言わせると、これは進化ではなくて退化であります。

新景観政策の進化を目指すというのであれば、例えば今左京区の東山の南禅寺周辺でホテル建設をめぐって周辺住民から非常に強い反対運動が起こっております。そういうことから言うと、東山地域の歴史的景観の保全に向けて、高さ規制を含めて、よりきめ細やかな規制措置を講じることが必要なのではないのでしょうか。

このことは、南禅寺周辺だけにとどまらず、市内のほかの歴史的建造物の周辺においても、その風致景観の保全に向けて更に必要な規制措置を講じることが求められているのではないかと考えます。

にもかかわらず、こうした高さ規制の強化などのダウンゾーニングを進める方向での都市計画の見直しがほとんどといってなされていないのは、進化に逆行することであって、きつい言葉かもしれませんが、羊頭を掲げて狗肉を売るという批判を免れないのではないのでしょうか。

新聞報道などによりますと、京都市は、今回の高さ規制緩和などの都市計画の見直しについては、地価が急騰することによって市民の新しい住まいや働く場所の確保が困難になるんだということを理由にして、マンションやオフィスなどを増やして、子育て世帯の市外流出を防ぐために必要だという説明をしています。

しかしながら、現在起こっている地価高騰の主な原因は、外国人観光客、インバウンド

の急増によるホテルなどの宿泊施設の建設ラッシュがその原因であって、こうしたオーバーツーリズムとホテルラッシュを野放しにしたまま、建物の高さ規制を緩和することは、かえって地価高騰に拍車をかけることになると思います。

私どもは、いつも京のまちなかを歩くと、烏丸通や四条通、その他京都市内の至るところに建物の建替えがされて、張り出されている掲示板は、全て宿泊施設です。こうした状況を京都市は、今このまま何も対策をとらずに、手をこまねいていると、これはやはり地価高騰に対して野放しにしているという批判を免れないと思います。

こうしたことから言えば、今やるべきことは高さ規制などを緩和することではなくて、地価高騰の主因となっている宿泊施設の建設ラッシュに歯止めをかけるとともに、観光公害と言われるオーバーツーリズムに必要な抑制措置を講じること、そして市民の生活環境の保全を図ることに一日も早く取り組むことだと考えます。

また同時に、地価高騰に歯止めをかけるということで本気になって取り組むのであれば、国土利用計画法に定める土地取引に関する監視区域の指定などの規制措置を含めた思い切った抑制策を講じることが求められているのではないのでしょうか。

以上から、私たちは今回京都市が打ち出した高さ規制緩和などの都市計画の見直しは到底許されるべきものではなく、その撤回を求めるとともに、ホテルの総量規制などの規制措置を早急に導入して、ホテル建設ラッシュとそれに伴う地価高騰に対する抜本的な抑制策を講じるよう強く求めるものです。以上です。どうもありがとうございました。

19:30

(議長)

ありがとうございました。

続きまして、 様、お願いします。

19:30

(様)

 です。私は、全体として2007年の新景観政策を良い方向に進化させているとは考えがたいし、また持続可能な都市づくりに貢献する案だと思われません。そういう立場で四つばかり意見を言いたいと思います。

また、先ほどから言われていますように、新聞報道、昨年秋の新聞報道以来、いろいろ言われていたことがありますけれども、だんだんパブリックコメントなどを経て、具体的なものから抽象的なものになってきています。どういう経過でそういうことが起こってきたのか、例えば御池通の1階の階高を高くするために3mから5m、高さ規制の緩和をするというような案も出ていたのですが、これはどのように消えていったのでしょうか。こういう経過を明らかにするというのは、非常に重要なことだと思います。

それは、みんなで考えたという事実が残るからです。民主主義にとっても、とても重要

なことだと思いますので、そういう経過をできる限りきちんと市民に示すという姿勢を持ってほしいと思います。

まず、第1点ですけれども、新景観政策が人口減少、若者流出を招くという考え方から出発しているというのは、ある意味一貫して流れているものです。むしろ私は、この今回の規制緩和が人口減少や若者流出を防ぐことにはならない、むしろ助長するというふうに考えております。

2004年に景観法ができて、2007年に京都市が新景観政策を打ち立てる段階で、デザイン基準をもって反対する人もいました。私たちは、
進化する政策なんだということを京都市が言っていることを信じて、進化するというのは非常に良いことだというふうに考えて、賛成の運動をしました。もう少し言っておきますと、街頭宣伝車まで出して、この新景観政策を賛成するという運動をしたわけです。

しかし、先ほど〇〇さんが言われましたように、今回は、進化というよりも退化という
ようなことになっているということを非常に遺憾に思います。

そして、この件ですけれども、やはり人口と建物高さの関係ということについて、一言述べておきたいと思います。戦前、第二次世界大戦前は中京区は、20万人近くの方が住んでいました。現在少し回復したとはいえ、1990年代には9万人まで減少しました。つまり二階建てで構成されていたまちのときには20万人住んでいたのに、高い建物が建てば建つほど人口は減ってきました。

上，中，下京で見ても，60万人ほど住んでいたんですが，1970年代には37万人，更に25万人にまで減りました。これもやはり都心部では高い建物が建つほど人口は減るのです。こういう現象に対して，市民はマンションが高くなれば，建物が高くなれば人口は増えるというふうに思うかもしれない，そこにつけ込んだ案ではないかというふうに思います。

人口減少については、先ほども幾つかありましたように、やはり子育て支援、こういうことがきちんとされるとか、そういうきちんとした方策があつてこそ、人口減少は防げるものです。もちろん全国的な動向というのもありますけれども、市でこれをやるとしたら、そういう本当に子育てがしやすいまちになっていると、そういう京都市を実現する以外にはないというふうに思われます。

また、規制緩和によって若者流出を防ぐという論理も無謀で、やはり京都は大学都市ですから、全国から京都の大学へ入学し、卒業して活躍するために各地に散らばるという面もあるわけです。そして、建物の高さ、容積率を緩和してオフィスが増えるかという点、そういうわけにはいきません。

もう少し言うと、きちんと京都の産業、特に中小企業を育てるという、そういう政策が連動しなければ、オフィスは増えないわけですし、この若者流出を口実にするというのも、非常によくないなと思います。

第2に、持続可能な都市の構築ということについて一言言いたいと思います。

何かというと、世界共通目標であるSDGsのことが出てくるのですが、本当にこのSDGsの内容を読み込んでいるのでしょうか。SDGsは、2015年の国連総会で採択されたわけですが、これは少なくとも1972年のストックホルム宣言、そして1976年のバンクーバー宣言、直接的には、1992年の地球サミットを経て、その後また二十数年かけて世界で合意してきた非常に崇高な理念です。

例えばその7、17項目ありますけれども、11項目めの7では、2030年までに女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的、かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供するというようなことが書いてあります。この最終案にはありませんけれども、包摂性というようにもところどころ出てきたわけですが、これは社会的に弱い立場にある人たちがまちづくりやいろいろな社会参加をできると、そういうことを意味しているんですが、そういうことはほとんど関係ないどころか、特例措置のときにも市民の意見を言う機会を奪うかのようなことが起ころうとしているという点では、このSDGsには全く逆行することではないかと思います。

京都市は、もともと持続可能な都市といいですか、サステイナブルな都市でありました。それがなぜそうなのかというと、やはり低層高密の市街地を持つということでありました。そしてそこでは工業や商業もまざっていて、商工住がまざっていると、これがサステイナブルな内容を構成してきました。

そして先ほども少し出ましたが、京都の場合は、特に小学校を中心としたコミュニティが強固で、そして商店街もそこそこにあるという状態がありました。

ところが、小学校は統廃合されるし、小学校跡地はホテルになる。それから大型店の規制は緩やかで、商店街を支援するような方策が薄い。更に本当に重要なのは、徹底した公共交通の重視、こういうことをきちんと掲げてこそ、持続可能な都市計画と言えるのですが、そういう姿はほとんど見えません。

次に、第3ですが、御池通や五条通ほかを規制緩和したところで良いまちにはならないということを言いたいと思います。

今回の案は、先ほど説明がありましたように、幾つかのところで高さ、あるいは容積率の緩和をするということになっていきますけれども、例えば五条通、それから御池通、ここも200%、300%、600%、500%にするということなのですが、その周辺を見ると、既にあるまちの姿を見ると、とても景観としても優れたものではなく、バラ建ちという言葉がぴったり合うようなスカイラインになっている場所になっています。

そして、私もこの話を聞いてから五条通、御池通を西大路通のあたりまで歩いてみましたけれども、やはり先ほどもお話がありましたように、南北には都心部以上に落ちついた二階建ての町並みも随分あります。そういうところを損ねることになるのではないのでしょうか。

それから、余り時間がないので詳しくは言えませんが、右京区の総合庁舎の周り、ここ

なども北山や西山がよく見える場所です。こういうところの規制緩和は本当によいのでしょうか。

そのほかの祥久橋，らくなん新都，このあたりも，これは逆に既にスプロール地帯になっています。こういうところを規制緩和するというのが本当にそのスプロールを更に助長することになるのではないのでしょうか。

そして，第4ですけれども，特例制度について，特例制度については，裁量性が少ない一般基準の運用と，時間的，労力的にハードルの高い特例制度だったという理由で，これを見直そうということが言われております。

しかし，今まで市と市民が築き上げてきたこういうやり方，きちんとした総括もなく，実は，非常に貴重な議論も含まれてそれがなされてきたのではないかと思われるんですが，それがほとんどなく，これは硬直的だと，市が自らやってきたことを否定的に言って変えようとするのは，どうかというふうに思います。

そして，デザイン論としても，実は市民といろいろな議論をする，そういう場があってこそ，市民の美意識も醸成されますし，結局そういう議論を積み重ねいくことが最も効率的なまちの全体のデザインをつくり上げることになる，そういうことがあります。

実際に，ここの景観・まちづくりセンターとか，各地域の地域景観まちづくり協議会は，いろいろな努力をしながら，こういうデザインのあり方を模索してきたわけです。そうした総括の上に，やはり特例制度の今度はガイドラインをつくるということですので，後退しないようなものをつくっていただきたいというふうに思います。

以上述べましたように，私は，やはり全体としてオールドファッションな開発幻想，開発主義というものが頭をもたげてきたというふうに言わざるを得ません。

結局，景観と経済は，相容れないものだというような考え方を市民に押しつけるものになっているのではないかというふうに思います。

ですから，やはり今回の案は，再度見直す必要があるのではないかというふうに思います。以上です。

19：43

(議長)

ありがとうございました。

以上で，予定しておりました公述は終了でございます。

最後に，今後の都市計画の手続の流れについて，事務局から御説明いたします。

19：43

(都市計画局都市企画部都市計画課担当係長)

それでは，都市計画の手続の流れにつきまして御説明させていただきます。前方のスクリーンか，もしくはお手元の資料を御覧いただければと思います。

まず、本日の公聴会の記録及び本日いただいた御意見の要旨に対する本市の見解を作成しまして、個人情報にかかる事項を削除した上で、京都市役所の情報公開コーナーですとか、あと都市計画課の窓口及びインターネットのホームページで閲覧できるようにいたします。

また、本日御説明いたしました都市計画の見直し案のうち、景観地区などに関するものにつきましては、京都市美観風致審議会に意見聴取を行います。

その後、都市計画の変更案を作成しまして、都市計画課の窓口において2週間の縦覧を行います。案の縦覧時期につきましては、市民しんぶんに掲載しますとともに、都市計画課のホームページでもお知らせをさせていただきます。

案について御意見のある方は、縦覧期間中に意見書を提出していただくことができます。

それから、京都市都市計画審議会に付議しまして、審議していただき、承認いただきましたら、都市計画変更の決定を行うこととなります。

手続の流れについての説明は、以上でございます。

19 : 45

(議長)

本日のこの公聴会におきまして、公述人の方々から貴重な御意見をいただきました。誠にありがとうございました。

傍聴の方々には、大変お忙しいところ御参加いただきまして、また、この公聴会につきまして、最後まで御協力をいただきまして誠にありがとうございました。

これをもちまして、本日の公聴会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

19 : 45 (終了)



公述申出書

令和 元 年 6 月 30 日

(宛先) 京都市長

申出者

郵便番号

住 所 京都市下京区

ふりがな
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名。)

印

用途地域等の変更に係る公聴会において意見を陳述したいので申し出ます。

都市計画の名称	(※意見を陳述したい都市計画の名称にチェックを入れてください。) ☒ 用途地域の変更 ☐ 特別用途地区の変更 ☒ 高度地区の変更 ☐ 防火地域及び準防火地域の変更 ☐ 景観地区の変更
意見の要旨	① 31メートルの建物が建設された場合、該当地域に及ぼすマイナスの影響を、市当局はどう考えたか (例 景観の悪化) ② 上記マイナス面に対し、どのような配慮がなされるのか ③ 該当地域への本計画案の理解に関する説明が不足している。
意見の理由	① [redacted] に住んでいます。 ② オフィスの集積エリアとなるよう、容積率・高度の見直しをした背景は各資料に述べられており、理解できる。しかしマイナス面については資料には記載がない。どのような不備が地元が発生すると、当局は考えたのかが知りたい。 ③ ①のマイナス面に対して、どのような配慮がなされるのかが知りたい。(道路境界から2m、隣地境界から1mの壁面後退、他) ④ 一連の資料には「地域で対話と協働のプロセスを積み重ねて進化させるべき」(京都市新景観政策の更なる進化検討委員会答申)との記載があるが、市民意見募集や説明会、出前パブリックコメント等では該当地域との「対話」とならない。地域の我々も、本方針を積極的に「理解」して進化したいと考える。



公述申出書

令和 1 年 7 月 1 日

(宛先) 京都市長

申出者

郵便番号

住 所 京都府中京区

ふりがな

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名。)

用途地域等の変更に係る公聴会において意見を陳述したいので申し出ます。

都市計画の名称	(※意見を陳述したい都市計画の名称にチェックを入れてください。) ☒ 用途地域の変更 ☒ 特別用途地区の変更 ☒ 高度地区の変更 ☒ 防火地域及び準防火地域の変更 ☒ 景観地区の変更
意見の要旨	市民が表明する意見が、市の窓口からどの程度市上層部にまで届き、共有されているのか。 市組織内で文言の整合性はどの程度図ることが行われているのか。 人口減少を口にする場合、市ではどんな未来図が共有されているのか、単に、2008 年以來の人口減少傾向を外挿した右肩下がりのイメージで口にしているのか。 景観の観点から全体最適と部分最適との関係をどう考えているのか。
意見の理由	現在、地下鉄の車内に貼られている御所の建礼門の写真に違和を感じた。京都の景観の守るべき骨格として三山の堅持が言われるが、この写真には北山が、左上にチラッと写っているだけであり骨格としての三山は無視された写真である。御所に南の堺町御門から入ると遠くに北山を背景に建礼門が見え、建礼門にかなり近づいても北山は見え続ける。過日このことを窓口で指摘したが、このことはどの程度まで共有されているのだろうか。 世間では、今盛んに AI が口にされている。それにデータを流し込むには一字一句は言うに及ばず、「,」と「.」との区別、「;」と「:」の区別が精密に守らなければならない。「都市計画原案の概要」という句は、当然「都市計画原案の本冊」の存在を想定させるが、今回それが裏切られ、「都市計画原案の概要」のみで事を走らせるというアバウトな姿勢で進めてよいのだろうか。 人口減少を口にする場合、単に、2008 年以來の人口減少傾向を外挿した右肩下がりのイメージで口にしているのか。少子化にともなう人口減少の根は深く、単に右肩下がりを口にすることや、10 年、20 年で片の付く問題ではない。どこかで底をついて右肩上がり、または、定常になる場合を想定し、そこからバックキャストする思考の必要があるのではないか。 12 年前の景観政策は、景観政策部門に閉じ込められることではなく、その波及、他の諸部門にも打ち寄せると考えねばならない。というのは、地域の景観と言えども、高い塀が設置されていない限り、上述の建礼門と北山の関係で指摘するように、地域の中で終わるのではなく、遠くの景色を背景にしての地域景観である。このことは市組織間にも当てはまる。例えば容積率が引き上げられる場合、そのことによって容積率の観点から地域の景観がどのように変わるかの景観的シミュレーションを行い、その知見を、景観政策部門に打ち返す波と考えねばならない。また、地域の景観と全体の景観との関係もこうでなければならない。



公述申出書

2019年7月1日

(宛先) 京都市長

申出者

郵便番号

住 所 京都市西京区
ふり がな
氏 名

西京区と洛西ニュータウン・その周辺の実態について、2019年7月8日開催の公聴会において意見を陳述したいので、その旨申出をします。

意見の要旨

- 西京区において京都市バスのサービスをすべての実施と、鉄軌道の計画研究の実施。
- 洛西ニュータウンと周辺地域の「まちの衰退」と、少子化・高齢者対策の早期実施。

意見の理由

京都市は「持続可能な都市の構築」の（案）について、市は持続可能な都市を目指すために基本的な概念・構想の中で、「市域全体の持続性を確保するまちづくり」地域の多様性をあげ、基本方針の第一に、「都心部と周辺部等の拠点の魅力・活力の向上」を掲げているが、西京区民の多くは、バスに依存している。また、都心部に比べ著しくサービスの差別化が現存していること。

洛西ニュータウン（以下、洛西 NT）は京都市の都市計画の下、開発され、周辺部も発展する要素があるにも関わらず、京都市立芸術大学の移転による「地域大学との連携（文科省・手引き）」が無くなること。

抜本的な少子高齢化対策を怠り、子育て世代の洛西ニュータウン離れで、小学校、中学校の児童・生徒の減少など、洛西 NT と周辺部で危機的状況が複合的に発生している。その影響は校区ごとのサブセンター衰退で「買い物難民」が慢性化していること。



公述申出書

令和元年 6 月 2 5 日

(宛先) 京都市長

申出者

郵便番号

住 所

氏 名

京都市左京区

「持続可能な都市の構築」及び「新景観政策の更なる進化」に向けた都市計画の見直しに関する都市計画原案について、2019年7月8日開催の公聴会において意見を陳述したいので、その旨申し出をします。

意見の要旨

「持続可能な都市の構築について」

- ・西京区など市内周辺部における公共交通の充実強化
- ・市立芸大の移転計画の抜本的見直し

「新景観政策の更なる進化」について

- ・高さ規制や容積率などについて安易な見直し・緩和をするのではなく、ダウンゾーニングの一層の強化を
- ・特例許可制度について、市長認定による許可を認めることは、この制度の骨抜きにつながるものであって認められるべきものではない

以上



公述申出書

2019 年 7 月 1 日

(宛先) 京都市長

申出者

郵便番号 [REDACTED]

住 所 京都市上京区 [REDACTED]

ふりがな [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]

用途地域等の変更に係る公聴会において意見を陳述したいので申し出ます。

【都市計画の名称】

☒ 用途地域の変更 ☒ 高度地区の変更 ☒ 景観地区の変更

【意見の要旨】

①新景観政策が「人口減少」「若者流出」をまねくという考え方から出発している提案だが、建物高さ・容積率の緩和がそれを防ぐことにならない。むしろ助長する。

②「あらゆる対応する「レジリエント・シティ」の構築や、持続可能な社会を目指す世界共通目標「SDGs」の取組にもつなげてまいります」というが、今回の変更はそれとは無縁だ。

③景観地区の運用で合理的な変更をしようとしている部分もある。しかし、各所で高さ・容積率の緩和をして、よい景観が出現することにならない。スカイラインの乱れを誘発するだけだ。また効率的な市街地の形態ももたらさない。

④高さやデザイン規制の特例制度の活用などが時間的・労力的にハードルの高すぎるものがたびたび指摘されてきたが、今後これはどう変更されようとしているのかわからない。

【意見の理由】

昨年秋の規制緩和に関する新聞報道以来、京都市新景観政策の更なる進化検討委員会によるパブリック・コメントなどを経て、さまざまな議論が積みかさねられてきたが、それらがどう検討されて、今回の提案になったのかさだかではない。報道や議論の過程ででてきた内容で消えてしまったもの、たとえば御池通の1階の階高を高くするために3～5mの規制革をする案などは廃棄されたのだろうか。

全体として、2007 年の新景観政策をよい方向に進化させているとは考えがたいし、持続可能な都市づくりに貢献する案だとは思われない。

今回の提案は全面的に見直すべきだと考えている。